

衆議院 通信委員會 會議錄 第六号

平成九年四月十六日(水曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 木村 義雄君

理事 龜井 久興君

理事 熊代 昭彦君

理事 河合 正智君

理事 矢島 恒夫君

小此木八郎君

齊藤斗志二君

住 博司君

竹本 直一君

野田 聖子君

吉田六左門君

漆原 良夫君

神崎 武法君

原口 一博君

山花 貞夫君

小坂 憲次君

出席國務大臣

郵政大臣 堀之内久男君

出席政府委員

郵政政務次官 野田 聖子君

郵政大臣官房長 天野 定功君

郵政大臣官房総務審議官 高田 昭義君

郵政省放送行政局長 楠田 修司君

委員外の出席者

参考人 齊藤 曉君

参考人 齊藤 曉君

参考人 齊藤 曉君

参考人 齊藤 曉君

参考人 齊藤 曉君

参考人 齊藤 曉君

参考人 齊藤 曉君

通信委員會調査 丸山 一敏君

委員の異動

四月十六日

辭任

川崎 二郎君

山口 俊一君

石垣 一夫君

同日

辭任

小此木八郎君

住 博司君

漆原 良夫君

補欠選任

住 博司君

小此木八郎君

漆原 良夫君

補欠選任

山口 俊一君

川崎 二郎君

石垣 一夫君

四月十五日

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改

正する法律案(内閣提出第七三三)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に関する件

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改

正する法律案(内閣提出第七三三)

○木村委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、放送法及び有線テレビジョン放送法

の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。堀之内郵政大臣。

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改

正する法律案

(本号末尾に掲載)

○堀之内國務大臣 放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、視聴覚障害者の利便の増進を図るためテレビジョン放送事業者等は字幕番組等をできる限り多く放送するようにしなければならぬこととするともに、放送番組審議機関の活性化に資するため放送事業者が行う報告及び公表に関する規定を整備するほか、衛星放送技術の進展に伴う有料放送の役務の料金に関する制度の合理化を図る等の改正を行うものであるものとあります。

次に、この法律案の概要を申し上げます。まず、放送法の一部改正の内容でありますが、その第一は、テレビジョン放送における視聴覚障害者の利便の増進に関する事項についてであります。

テレビジョン放送とは、静止し、または移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響、文字、図形その他の影像または信号を送る放送をいうこととする等に定義規定を改めるとともに、テレビジョン放送事業者は、国内放送による放送番組の編集に当たっては、字幕番組及び解説番組をできる限り多く設けるようにしなければならぬこととしております。

第二は、放送番組審議機関に関する事項についてであります。放送事業者は、放送番組審議機関の答申または意見を尊重して講じた措置の内容、訂正放送制度の実施状況及び放送番組に關して申し出のあった苦情その他の意見の概要を放送番組審議機関へ報告しなければならぬこととするともに、放送番組審議機関の答申または意見の内容その他放送番組審議機関の議事の概要、放送番組審議機関の議事の概要、放送番組審議機関の答申または意見の内容その他放送番組審議機関の議事の概要を公表するものとあります。

次に、有線テレビジョン放送法の一部改正の内容であります。テレビジョン放送に係る字幕番組及び解説番組の放送努力義務に関する放送法の規定並びに放送番組審議機関の答申または意見の尊重して講じた措置の内容等の放送番組審議機関への報告義務、放送番組審議機関の議事の概要等の公表義務その他の放送番組審議機関に関する放送法の規定は、有線テレビジョン放送について、準用することとしてあります。

その他、所要の規定の整備を行うこととしてあります。なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしてあります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○木村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○木村委員長 この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本放送

協会専務理事齊藤義典君及び社団法人日本民間放送連盟専務理事酒井昭君の出席を求め、意見を聴取したいたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○木村委員長 この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べただきたいと存じます。

本日の議事の順序についてありますが、齊藤参考人、酒井参考人の順にお一人十五分程度御意見を述べただき、その後委員からの質疑に對しお答えをいただきたいと存じます。

○齊藤参考人、酒井参考人、お願いたします。

○齊藤参考人 NHKの齊藤でございます。

ただいま議題となっております放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案に関連しまして、改正の柱となっております字幕番組、解説番組に関する放送制度の改善と放送番組審議会の活性化につきまして、私どもNHKの基本的な考え方と現状、さらに今後取り組むべき課題などについて概略を申し上げます。

まず、字幕番組、解説番組に関する放送制度の改善についてであります。

社会の情報化が進展する中で、視聴覚障害者は十分な情報を享受することが難しい状況にあり、字幕・解説番組の充実を求める声は一段と高まっております。当国会におきましては、昨年六月、衆参両院でテレビの字幕放送の拡充に関する決議が採択され、また、さきに御審議をお願いいたしましたNHK予算に対する当委員会の附帯決議にも、視聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送、解説放送の一層の拡充、番組内容の拡充を求める一項が盛り込まれております。

さらに、昨年四月に出されました郵政省の視聴覚障害者向け専門放送システムに関する調査研究報告では、特にNHKに対して、教育テレビや衛星第二テレビへの字幕放送導入が望まれるとする御指摘も受けております。

このような幅広い御要望、御指摘に對して、NHKの果たすべき役割は極めて大きいものがあると考えております。もとより、放送を通じて文化の向上がもたらす恩恵を国民があまりに享受できるようにすることは、公共放送としてのNHKの重大な責務であります。

こうした認識に立つて、NHKは、平成七年度以降の事業運営の具体的指針であります中長期経営方針におきまして、障害者向け番組の拡充を取り組むべき重要課題の一つとして位置づけるとともに、耳の不自由な方々のための字幕放送や手話ニュースの放送、また目の不自由な方々のための音声による解説放送などに取り組み、限られた財源と要員事情の中で最大限の努力を払ってきたところであります。放送時間なども基本的には毎年度着実にふやしてまいりました。

ただ、近年、国会等で、施策の拡充は年次計画をもつて着実に進めるべきであるとする御指摘があつたことも踏まえまして、昨年度、局内に障害者向けサービス検討プロジェクトを設置いたしました。拡充に伴い必要となります経費、機器の整備、要員、技術開発の見直しなど、総合的な検討を行い、具体的な拡充計画を取りまとめました。

この中で、字幕放送につきましては、総合テレビで、今年度、週三時間増、約二十一時間といたしましたけれども、さらに、三年後の十二年度までは、総放送時間の一八・五％に当たりますおよそ三十時間まで拡充することにしたしております。

また、現在字幕放送をしていない衛星第二テレビと教育テレビでも放送を開始することといたしました。このうち、衛星第二テレビにおきましては、難視聴解消サービスの一環として字幕放送を今年度の後半期から、また教育テレビにおきま

しては、国民の生涯学習に資するよう、主に児童、高齢者を対象として、来年度じゅうにそれぞれ開始する予定にしております。

これらの施策につきましては、今回の放送法改正を待って実施に移してまいりたいと考えております。

一方、手話放送につきましては、今年度から「NHK手話ニュース」を五分拡充しまして十五分放送といたしましたけれども、十二年度までには新たに子供向けの手話番組の開発を検討することといたしております。

解説放送の拡充につきましては、既にステレオ放送、二カ国語放送を実施している番組がその対象となることが予想されるため、視聴者の理解を得ながら進めていきたいと考えております。

さらに、さきの阪神・淡路大震災の例を引くまでもなく、災害等の緊急時に際しては、視聴覚障害者などの方々への正確、迅速な情報提供は公共放送の大きな使命であると考えておりますが、NHKでは、いわゆる波の役割として、教育テレビとラジオ第二放送を視聴覚障害者向け放送と位置づけまして、きめの細かい情報提供に努めることにいたしました。

NHKとしては、今後とも、公共放送の果たすべき使命を認識しつつ、障害者の方々が放送を通じて世界の動きや多様な文化に触れることができ、また、不断の努力を続けていく所存でおります。

次に、放送番組審議機関に関する制度整備についてでございます。

NHKの放送番組の基本は、簡潔に申し上げますと、表現の自由と放送番組の多様性の確保、放送番組編集に対する放送事業者の自律、そして視聴者の意向の最大限の反映ということでございます。

このうち、視聴者の意向は、それを真摯に受けとめて放送に反映させることが視聴者の信頼と期待を得ることにつながりまして、ひいては、それが公共放送としてのNHKを支える確固たる基盤

となると考えております。

NHKには毎日視聴者からの問い合わせや意見、疑問、要望などが数多く寄せられております。その総数は年間五百六十万件に及んでおりまして、一報道機関としては世界にも例がないと言われております。

そうした国民各層からの広範な声にお答えするため、NHKは、新たな試みとして、昨年、視聴者とNHKとを電話、ファクスで結ぶ放送の経営広報特集番組「あなたの声に答えます」をスタートさせましたが、今年度からは、特集番組とは別に、これを定時番組といたしまして、切れ目なく視聴者の声に直接お答えできるようにいたしました。

また、このほか、視聴者との結びつきをさらに徹底するため、さまざまな取り組みを行っております。その重要な柱の一つが、ただいま議題となっております放送番組審議機関、つまり放送番組審議会での活用であります。

NHKの放送番組審議会は、放送番組の適正を図るため放送法に基づいて設置されております。中央放送番組審議会と国際放送番組審議会、それに八つの地方放送番組審議会が構成されております。それぞれの審議会は、各界各分野から学識経験豊かな方々に委員をお願いしております。毎月一回、定例会議で、国内放送番組編集の基本計画、国際放送番組編集の基本計画、地域放送番組の編集計画など、諮問に応じて審議し、答申をいただきます。また、放送番組全般にわたります示唆に富んだ有益な御意見をいただいております。

また、審議会が出されました意見や要望は、制作現場にフィードバックいたしまして、番組制作に生かす努力をしております。審議会は有効に機能していると考えております。

とはいっても、いわゆる放送倫理の問題を初め、視聴者の放送に向けられた視線が一段と厳しさを増しており、放送番組審議会の機能の充実と活性化には引き続き取り組まなくてはならない

と考えております。

番組審議会の今後の運営に当たりましては、審議内容の公表、放送番組に関する視聴者からの意見や苦情などの概要の報告、訂正放送や倫理委員会の活動の審議会への報告、委員の選任に当たって番組審議会の委員の側から御意見を聞き、調和のとれた委員構成を目指す、必要に応じてテーマを設定して、より多角的な審議を行う、意見の部内へのフィードバックを徹底する等々が放送番組審議会の活性化のために欠かせない事項であると認識しております。それぞれの事項につきまして、さまざまな工夫、改善に努めつつ現在実施しているところでございます。

いずれにいたしましても、放送番組審議会の機能の活性化につきましては、今後なお一層努力を傾けてまいりたいと考えております。

以上、字幕番組、解説番組に関する放送制度の改善と放送番組審議会の活性化について、NHKの基本的な考え方と取り組みの現状を申し上げます。委員各位には、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○木村委員長 ありがとうございます。

次に、酒井参考人にお願いたします。

○酒井参考人 日本民間放送連盟の専務理事の酒井でございます。

本日の議題となっております放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案に関しまして、放送法関連のテレビジョン放送における視聴覚障害者の利便の増進に関する事項、それに、放送番組審議機関に関する事項、有料放送に関する事項につきまして、私も民間放送事業者の立場から基本的な考え方を申述させていただきます。

最初に、テレビジョン放送における視聴覚障害者の利便の増進に関する事項についてでございますけれども、字幕番組、解説番組の必要性については、改めて申すまでもなく、視聴覚障害者、聴覚障害者の方々に放送番組を楽しんでいただくため、我々ができるだけ多くの放送を行いたいと考えて

ております。特に、日本が二十一世紀に向けて高齢化社会となる中で、番組を補助する字幕や解説といった手段が有効なことは、申すまでもないことだと存じます。

ただ、実際には、字幕放送を実施している民間放送局は一部強、平成八年四月現在で百二十三局中十四局というふうに、ちよつと残念でございますけれども、こうした字幕番組、解説番組がなかなか放送をされていないという実態がございます。それには幾つかの理由がございますけれども、まず、字幕番組、解説番組を行うには、放送局、さらには中継局の一つ一つについて多重放送免許が必要であり、民放事業者にとっては経営的になかなか実現が難しい面がございました。

ただ、今回の法改正ではこの点が改善され、通常のテレビ放送免許によりまして字幕番組、解説番組の放送が可能となったこと、これは、私も民放連といたしまして、長年要望してきた点でございます。キー局からの字幕放送、解説番組をネット局でもそのまま受け放送できるようになったことは、事態改善の大きな進歩であるというふうに考えてございます。

また、今回の法改正では、字幕番組や解説番組をできる限り多く設けるようにしなければならぬという規定が設けられましたが、各民放事業者の関心も大変高くなっているところでございます。性急に番組の量の確保を図るということよりも、まず最初の一步を踏み出すところを重視してまいりたい、かように考えております。言いかえまして、できるだけ多くの地域で民放の字幕番組、解説番組が放送されることが第一の目標となり、続いて、字幕番組、解説番組の増加が順次図られていくものと期待しているところでございます。

ただ、民放のローカル局の経営にとりましては、経営的に経営増の問題が決して小さいものではございません。したがって、字幕番組とか解説番組制作への助成措置、字幕番組関連の設備投資への税制の緩和措置、字幕番組制作のための新技術の開発など、民放事業者だけでは対応が難しい問題

につきまして、引き続き積極的な御支援をお願いいたします、かように考えております。

二番目に、放送番組審議機関に関する事項についてでございますが、現在、番組審議会は、放送番組の適正を図るという放送法の趣旨に沿って、民放各社とも、視聴者の代表である委員の出席のもと、年間十回ないし十一回ほど開催されております。この中では活発な議論が展開されており、その機能は、私ももとしましては、十分に発揮されているというふうに考えております。

実際、各局とも社長みずから毎回この番組審議会に出席いたしまして、委員から出された意見は整理し、その都度現場担当者へフィードバックしたり、番組制作や組織のあり方を検討する上での貴重な意見として活用しております。番組に対する単なる合評会にはなっておりません。また、番組審議会に對しましては、放送局に寄せられた苦情や意見などについて報告が行われているほか、局によつては、訂正放送の実施状況についても番組審議会に報告されております。

今回の改正案では、番組審議会の答申、意見を尊重して放送事業者が講じた措置の内容、訂正放送の実施状況、さらには、放送番組に関する申し出のあった苦情や意見の概要を番組審議会に報告するよう義務づけるということになっておりますけれども、こうした規定は、本来、有識者が構成されている番組審議会と放送事業者の自主的な判断にゆだねるのが原則であるというふうに私も考えております。しかしながら、こうしたことは既に現実にかんがりの社で行っておりまして、立法化されたとしても、放送事業者の自主性、主体性を著しく損なうものではないというふうに受けとめてございます。

次に、番組審議会の活動の公開性の向上についてでございますが、多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会でも意見が出されるなど、時代の趨勢として一層の目配りが必要であると認識しております。

いますけれども、系列内あるいは地区のブロック内の他局の審議会委員との交流を図るなど、幅広く意見交換を行い、より望ましい番組審議会のあり方について研究、論議を行っているところであり、また、在京、在阪局はもとより、ローカル局でも番組審議会の審議概要を自社の番組で公表する局があつてきておりまして、既に二十局近くがそうした番組を持つております。このように、番組審議機関の公開性という点につきましては、各社とも真剣に取り組んでいるところであり、あります。

しかしながら、今回の法改正では、番組審議会の活動に対して具体的にどの程度の公開性を求めるか、これは省令にゆだねられておりますので、現時点ではまだ不明確なところがございます。多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会、公表のデメリットとして、審議会の審議内容を詳細に公開する、あるいはどの委員がどのような発言をしたか公開する、こういった方法ではかえって委員の自由な発言を阻害し、自由闊達な議論を妨げる可能性があり、こうした点を考えると、放送事業者として、今回の法改正について全く不安がないというわけではございません。

繰り返しのようになりますが、今まで述べてきましたように、今回の法改正については、視聴者の立場を考えるとやむを得ないというふうに考えますが、放送の健全な発達と表現の自由の確保という観点から考えますと、こうした活動はあくまでも放送事業者が自主的に行うのが基本であり、過度に法律で定めることは好ましいことではないので、今後省令で具体的な内容を定める際には、放送事業者の自主性が最大限尊重されるように希望したいというふうに考えております。

三番目の有料放送に関する事項でございますが、これは簡単に申し上げます。今回の法改正は、衛星放送事業者からの要望が受け入れられたものと承知しております。規制緩和の方向で進展していることは一歩前進である

というふうに考えて、望ましい方向だと思っています。
 以上でございます。

○木村委員長　ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の開陳は終わりました。

○木村委員長　これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。亀井久興君。

○亀井(久)委員 自由民主党の亀井でございます。

齊藤、酒井両参考人、お忙しい中をありがとうございました。

今お二人の御意見を伺つておつたわけですが、NHKは公共放送というはつきりとした性格がございまして、また、民放はコマーシャル収入によつて基本的には成り立っているというその辺の差がかなり、今お二人の御意見を伺つておりまして、はつきり出てきておるな、そんな感で受けとめておつたところでございまして、特に民放連の酒井さんの方が、自主性ということを非常に強調されておつた。

報道の自由、表現の自由、これは当然のことながら守っていないかと思えますすけれども、最近、テレビ朝日の椿事件に始まって、TBSのオウム報道であるとか、あるいは松本サリソン事件における河野さんのいわば被疑者扱いといふことによる人権問題、それに最近、ベルーの日、本大使公邸へテレビ朝日系の記者が無組織を置いてきたというような事件、こういう事件が相次いでおりまして、やはり国民の報道に対する、まづ放送に対する批判が今日ほど高まっているときではないのではないかと思うわけでございます。

また、本委員会においても、こうしたことについて附帯決議等が過去においては行われているだけでございまして、政府もそれなりに、そのことは踏まえて今日まで放送行政をやつてきていると

思ひますけれども、こうした國民から大衆強く批判を浴びておるような出来事が起きたときに、個々の放送事業者はそれなりにやっておられると、思ひますけれども、民放連全体として、今日までそれぞれに対してどういう対応をとつてこられたのか、そのことを酒井参考人にお聞きしたいと思います。

○酒井井考人 亀井委員の御指摘とおりでございます。まして、本委員会でも附帯決議ということで、放送番組の一層の適正向上を図る、そういう方策について広く意見を求めて検討を行うことということとは私も十分承知しております。放送番組組の質的向上は、放送事業者にとつて最大の課題でございます。常に努力を続けているということとは、御承知おきいただきたいと思います。

私ども民放連のレバエルとしては、特に平成八年
度、昨年度になりますけれども、取材、放送倫理
向上のための具体的対応策として主なものを上
げますと、昨年の七月の三日には取材・放送の
あり方に関する公開シンポジウムも開催してお
りますし、九月の二十八日にはNHKさんと共同で
民放連と「放送倫理基本綱領」を制定してござ
います。これは広く新聞でも取り上げられたので御
承知かと思いますが、あえて放送倫理基本という
ふうに申し上げますのは、各社それぞれ番組基準
放送基準ございますけれども、全体を律する憲法
的な性格を持ちたいということで「放送倫理基本
綱領」というふうにネーミングいたしましたして、制
定してございます。

それから、私どもでは、昨年の十月一日に視察者電話応対室というものを設置いたしましたで、今五人のスタッフが電話を受け付けて、いろいろな事情の処理に当たっているということでございます。

それから、ことしになりました二月の十三、十四日の両日、報道研修会を開催いたしました。これは全国から報道の現場の人たちを対象に、取材のあり方について論議いたしました。

ジョンそれから番組審議会の事務局、さらには視聴者電話応対室の合同責任者会議を開催してございます。この三つを一緒にやりましたのは今回が初めてでございます。審査とかあるいは番組審議会の事務局、それから視聴者電話応対室というのは、それぞれ共通する放送基準に関する問題もございまして、三者合同で初めて開いたというところがございまして。

このほか、全国のテレビ番組制作社連盟（略称 ATP）といいますが、ここも、ここも共催によるシンポジウムを年三回開いておりまして、放送倫理向上のためにいろいろデイスカッションするということを行っております。

なお、現在は、民放連レベルとして取材と報道に関するガイドラインの作成を進めておりまして、さらにはNHKさんと共同で自主的な組織と

しての苦情対応機関の設置を急いでいるところではないかと思います。

今後とも、取材、放送倫理の向上のために必要な方策を積極的に取り組んでまいる所存でございますけれども、各社レベルでも、御承知のように取材、報道の指針の作成、あるいは社内の倫理委員会の強化または設置、それから自己検証番組の新設など、積極的に進めているところがございます。

以上でございます。

○亀井(久)委員　与えられた時間、ごくわずかですので、余り多くのことを聞けないのですが、今それなりに民放連としても対応してこられたということを言われたわけですが、報道、取材の倫理

というのが一番最終的には問題になるわけですが、そのことが本当にきちんとされていれば逆にこういう問題も起こってこなかったわけでございますから、その辺、まだまだ私も十分だとは思っていませんので、今、私も自由民主党の中にも、苦情対応機関ということについてやはり法律に基づく第三者機関をどうしてもつくらなくてはいけないのではないかと、そういう議論も一部に大々強うあるわけでございます。

私も聞いておりますのは、NHKと民放とが共同で、第三者機動的な性格の強い、中立的な性格の強い、そういう機関をつくるために準備を進められておるといふように聞いておるわけでございますけれども、いかに中立性、客観性というものを確保するかということが非常に問題になるわけでございまして、これがもう少しうまく機能しなかつた場合には、だから言つたじゃないか、やはり法律に基づくそういう機関が必要ではないか、そういう議論がまたさらに強まつてくるおそれもあるわけでございますが、その辺についての決意、それから、中立性をいかに確保するかという、例えばその委員の人選とか、そういうことについてどういう考え方をしておられるのか、NHKと民放連、それぞれに簡単にお聞かせいただければと思います。

○齊藤參考人 いわゆる第三者苦情処理機関、第三者という言葉を重く考えておりまして、いわゆる放送事業者の直接窓口からならない形でこの処理機関を民放さんと共同で立ち上げたというふうな考えでおります。第一義的には、苦情はそれぞれの放送事業者が誠意を持って対応すべきことと考えておりますけれども、そこで解決できない問題がここで審議されるということになります。私どもは、ここでの見解あるいは勧告について重く受けとめて、誠意を持って対応したいと考えております。

全体の客観性をどうやって組織上確保するかというところでございますが、実際の委員につきましましては、広く憲法学者とか、その他人権等に深い理解を持っている方、あるいは国際的ないろいろ視野の広い方、こういう方を委員として七、八名お願いしたいと思っております。これはNHKあるからいはいは民放さんが選ぶのではなくて、まず評議員会というのを、これは放送事業者が選ばせていたただいて、その評議員の方々が実際の委員をお選びするという形で客観性を確保していきたいというふうに思っております。

○酒井参事人 今NHKの齊藤専務が答弁された

のと全く同じでございます。私としてはつけ加えることはございませんで、これで御容赦いただきたいと思っております。

○亀井(久)委員 時間になりましたので、終わります。

○木村委員長 遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 おはようございます。私、新進黨の遠藤和良でございます。

きょうはお忙しい中、お二人の参考人の皆さんには本当にありがとうございます。また、委員長初め理事の皆さんには、こうした機会をつくっていただきましたことに心から感謝をいたします。

最初に、手短にお聞きしたいんですけれども、NHKと民放連の方に、今回の法律改正、特に放送番組審議会に係る事項の改正について、賛成なのか反対なのか、一言でお願いします。

【委員長退席、亀井(久)委員長代理着席】

○齊藤参考人 放送番組審議会は、放送番組の適正を図るために放送法によって設置されているというところは御承知のとおりでございます。また、その審議会の活性化のためには審議内容の公表、視聴者からの意見、苦情などの概要の報告、あるいは訂正放送や倫理委員会の活動の審議会への報告などが欠かせないことだと考えておりまして、今回の法改正もそうした趣旨を受けたものと理解しております。

○酒井参考人 番組審議会への報告とかあるのは番組審議会の審議の公開性の拡大ということ、本来的に放送事業者の自主的な努力で可能なものでございまして、実際にも、近年、特にそうした努力が払われているというところは御承知かと思えます。したがって、法律で義務づけることは本来好ましいことではないと思えますけれども、今回の改正はその目的、趣旨、社会情勢に照らしてやむを得ないというふうに考えております。

ただし、繰り返しになりますけれども、公開の方法等に関して省令レベルで改正が検討されているわけですが、これにつきましては、放

送事業者の自主性が最大限に尊重されるように配慮していただきたい、かように思っております。

○遠藤(和)委員 本来、やはり放送番組審議会の活性化というのは、自己責任で放送事業者が行うというのが私は筋だと思えます。法律の改正で放送事業者に番組審議会への報告を義務づけるとか、あるいは細部にわたって公表を義務づけるというのとは、かえって管理された放送になってしまいう心配があるわけですね、そういう懸念がある。こういうふうな感じがします。特に民放は、民放五社の番組委員長さんは、この法律改正に反対だ、こういうことをはっきり言っているわけですから、それについての御意見はどうですか。

○酒井参考人 在京の番組審議会の委員長会議、これは四月八日に自主的に開かれたものでございまして。私どもの民間放送連盟とは直接の関係はございせん。郵政省の多チャンネル懇談会の報告書で、番組審議会機能が十分機能を発揮していない、外部に対して不透明であると指摘されたことを受けて、自主的に在京の委員長会議が開かれたわけでございますが、今回の放送法の改正案が国会に出されることについて、委員長の先生方は、法改正しなければできないことではない、だから賛成できない、番組審議会機能の実態が正確に受けとめられていない、事前に意見を聞いてくれなかったことはまことに残念である、あるいは法律によらない自主対応の可能性を探るべきであったという考え方が提示されております。

これらの意見は、私どもも、根底においては自主自律を基本とするという民放連の考え方に通じるものでございまして、各先生方はそれぞれ自発的に御自分の意見を述べたというところでございまして、それはそれで一つの考え方かなというふうな思っております。

○遠藤(和)委員 そういう意見があるのは十分わかるけれども、国民の皆さんからの放送に対するいろいろな苦情とか意見もあるということで、今回の法律改正は、本来賛成じゃないけれども、やむを得ない、許容の範囲である、こういう理解だと

受けとめます。ただ、御懸念は、細かいことを政省令で定めるものですから、それを定めるに当たってはぜひとも放送事業者の意見も聞いてほしい、こういうふうなことがかなというふうに考えますが、そういう整理でよろしうございますか。

と安直になっちゃってもうおれたちが天下だというふうな感じになっているものだから、ちよつと国民から遊離してしまつた報道になるんじゃないか、こういうふうなことを私は懸念しているんですが、このことについてどう思いますか。

○酒井参考人 取材のあり方は当然放送倫理の向上につながるものでございますが、従来から、記者、それは新聞記者、放送記者を含めまして、足で歩いて御意見を聞くなり状況を判断して記事にしたり放送するというのが本来のあり方でございますけれども、最近そういうアンケートがあるとすれば、これは大変遺憾でございますので、各局に對しまして、私の方から報道関係者に今先生おっしゃられたことをお伝えして、そういうことのないように十分配慮をさせていただきたい、かように思います。

○遠藤(和)委員 新聞ばかりじゃなくてテレビもいっぱいあるんです。特集番組を組むから意見をおっしゃってくださいというのがあるんです。ぜひお願いしたいと思えます。

それから、テレビのキャスターですけれども、「のようだ」とか「らしい」とか「と思われれる」とか、こういうふうな報道が多いんですけれども、その観測をする根拠というのを何も明らかにしないでそういうふうに言っている人、多いですね。これは、もしそれが外れた場合は、本当に責任とるんですか。責任をとる場合はだれがとるんですか。会社がとるのか、キャスターがとるのか。いや、あれはらしいと言つたので、逃げるということもあるわけですね。非常にそういうところが、国民をミスリードしている部分があるんじゃないかと思うのですが、こういうことについてどのような認識を持っていますか。

○酒井参考人 多分、ニュースキャスターの特定の個人のことを先生想像されておっしゃっているのかと思えますけれども、らしいということ、それは推測のうちに入りますから、報道として事実を伝えるときには、らしいという推測はむしろ排除すべきである。一般的に憶測としてこんなこ

ういふモラルの欠如があるものですから、ちよつ

とが言われているかもしれないということであらば、それは個人の範囲の見解といえますか、放送事業者がそこまではタッチしていると思いませんか。

ただ、キャスターの発言につきましては、最終的に放送事業者が責任を負うというのが普通でございしますが、局によっては、らしいとかだろーという推測は、タレントといいますがキャスターに任せてしまっている面もないわけではございません。それを今、報道の責任者と、それから放送事業者、最終的には社長でございすけれども、その辺の責任について明確にしていきたいとそれぞれ検討しているところでもあります。えてしてコマーシャルの前に、らしいとかだろーというふうな形でお話しする場合もないわけではないんです。それは私どももかなり論議しておりますので、これから十分注意してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○遠藤和委員 ちよつと、最後です。

松本サリン事件の河野義行さんがこう書いていますね。「マスコミは一人の人間に容易に灰色の色を染めてしまふ。人に色を染める。人の一生を左右してしまふ恐ろしさを真剣に考えてほしい」ということを言っていますよね。報道と人権という問題につながる話だと思うので、余り自分の先入観で物を見ないようにはびしてほしいと思います。

それから最後に、ちよつと聞きたいんですが、悪貨が良貨を駆逐するという言葉がありますね。マスコミの世界では、悪貨が良貨を駆逐するの、良貨が悪貨を駆逐するの、か、どういう方向に自主的に番組の質というものを考えていきたいのか。この辺について、これは法律の問題じゃないと思うんです。マスコミのモラルです、報道の姿勢の問題だと思ふんですけれども、そこをどうやって終わりにしたいと思ふんです。

○酒井参考人 放送番組は、最終的には、良貨が悪貨を駆逐するというふうに私は思っております。

す。二つの尺度として視聴率がありますけれども、視聴率至上主義でない、それを補完するものとして、視聴率を補完するものとしては視聴率というものを考えていかなければいけません。

番組の充足度調査というのを、私も研究所で見たことがあるのですが、一般の視聴者が番組を見るたびに、評価の基準として、ドラマであれば、感動を受けたとかあるいは登場人物の中に自分を一体化したとか、見たことによつて安らぎといひますか精神的な満足を得たとか、そういう尺度がいろいろあるわけ、その辺のところを勘案しながらドラマづくりの人はやっていると聞きますので、いい番組をつくってほしい、つまらない、つまらないと言ふと語弊があるかも知れませんが、そういう番組は自然に視聴者から飽きられていく。これから多チャンネル時代になりまして、いろいろな放送が出てきますけれども、視聴者、一般大衆というのは、やはりよく番組を見ていくというふうには私は思ひます。したがって、つまらない番組は自然に淘汰されていくのではないかと。これは、先生御指摘のように、放送番組に関しては、良貨が悪貨を駆逐していくというふうなことを考えております。

○遠藤和委員 ありがとうございます。

○亀井(久)委員長代理 北村哲男君。

○北村哲男委員 民主党の北村でございます。

阿参考人、きょうはどうも御苦労さまでした。私は、最初に酒井さんにお伺いしたいと思うので、先ほど、最初の質問者の方から出ましたけれども、私の観点は、この二つが何か混同して考えられていく気があるという点でございす。というのは、先日の四月九日の新聞で、「民放」ご意見番「初会合」というところで、放送番組審議会の五局の委員長さんが、清水英夫さんほか五人が集まられて、「苦情処理は別機関で」云々という記事がありました。そこでは、例えば、三浦さん

という方はテレビ朝日の番審の方でございすけれども、この人は「第三者機関の設置は望ましくないが、設立されるならあくまで自主的なものが望ましい」とこの日の意見を集約して、「番審も第三者機関の役割を積極的に担っていくべき」との考えを示し、番審の性格付けとして「権力の干渉に対する防波堤になると同時に、問題があればテレビ局に対して軌道修正を迫る役割が求められる」ということを一方で言っておられます。片や清水英夫さんは「番審は番組を良くするためである。苦情処理まではカバーできない。別の機関があたるべきだ」というふうな第三者機関と番審を別に位置づけられておる。片や三浦さんは一緒にそこであるべきだ。

かつてこの第三者機関が問題になったときに、ジャーナリスト議員連盟というところがある声明を発表しております、それはこう言っているのです。放送事業者が番組審議会の機能強化など、自主的かつ現実的な解決を図る体制を整備すべきである。これは、こつちやにしておるのですよ。一緒にしておりますよ、番審で全部やるべきである。このあたり、先ほどの第三者機関と番審との役割分担。

もう一つ、今回のこの改正案にも、寄せられた苦情を公表する、あるいは報告するというふうなことになるっております。やはり苦情ということがある。

私は、かつてこの第三者機関については、苦情処理ではなくて、もうはつきりと人権侵害に限るべし、そういう委員会に限るべしというふうな主張はしました。でなくちゃおかしくなるのではないですか、一緒にするのはありませんかというふうな主張はしたのですけれども、そのあたりの役割分担についてはどのように考えておられるか、お願いしたいと思います。

○亀井(久)委員長代理 退席、委員長着席。

○酒井参考人 今御指摘の、番審委員長の番審の役割についての認識の差というのはお二人の間に

あるかと思ひますけれども、基本的に番組審議会といひますのは、放送番組の適正を図るために、原則として放送事業者ごとに設けられておまして、視聴者代表としての委員が、当該放送局の番組基準、放送番組の編集に関する基本計画などを審議いたしまして、その結果をその放送局の放送番組に反映させるといった役割が主でございまして、機能としては、個別的是ではありますけれども、番組の向上自体に今主眼が置かれていくわけ、清水さんが区別して考えるべきであるというのは、私どもの認識と一致しているところであります。

苦情対応機関の方は、放送法令、番組基準にかかわる重大な苦情、特に権利侵害にかかわる苦情などを扱うということでございまして、先生御指摘の人権の問題は、当然そこに入ってくるわけでございます。

これは、申立人、苦情を申し立ててくる人と苦情対応機関が直接の関係を持しまして、その権利救済などのために苦情内容を一応審議し、その結果を見解としてまとめまして、申立人、放送局に伝え、それで同時に公表するというふうになっております。これによって具体的なおかつ実際の問題に解決していくということでございまして、私どもの考え方としては、先生御指摘のように、番組審議会と苦情対応機関は明確に線を面するというふうなことでございす。

○北村(哲)委員 齊藤参考人、今の点ですが、簡単でよろしいのですけれども、そうすると、苦情の中でも、特に人権侵害ということについては第三者機関でやるべきであるということは大体わかるのですが、では、一般の苦情は、かなり多くの苦情、ほとんどの、九〇％以上苦情があると思うのです。これは番審が受けてやるのか。それに対する番審の役割、性格からいって恐らく違うと思うのです。恐らく、局自体が受けて、自分で処理して、中には、重大なものは諮問するでしょうけれども、そのあたりの、多くの苦情は一体どういうふうになっているのかという観点から、簡単

でよろしいですけれども、役割分担について御意見を申し上げます。

○齊藤参考人 視聴者からの苦情につきまして、第一義的には、放送担当者を中心に誠意を持っておこなえるということにしておりますけれども、昨年来のいわゆる人権侵害とか放送倫理の問題の視聴者の関心の高まりという流れを受けて、私どもは、昨年からの番組審議会に、そうした苦情について、どういった苦情があつて、どういった傾向かということ報告することを我々自身で決めました。ですから、番組審議会ですういうことについて、苦情者の苦情について多いのは、番組審議会委員の立場からいろいろな御意見やお話があるかと思ひますが、その辺は、私どもは、また報告をした上で、いろいろ番組の上で生かしていきたいと思つております。一義的には、私どもが対応することと思つております。

○北村(哲)委員 次に、この番組審議会委員の選挙基準というのか、どういふふうな基準で選んでおられるのか。先ほど、学識経験者とかいふ言葉もありましたけれども、NHK名簿とか民放の関係の名簿をさつと見ますと、先ほど言つた清水さんとか三浦さんとか秋山ちえ子さん、当代の超一流の方々ざつと顔を並べておられまして、その方々は、もうありとあらゆるというのか、何十といういろいろな委員会のトップに並んでいる方ばかりなのです。地方もそれに右へ倣えて、地方の名士あるいは会社の経営者とかさういふ方ばかりで、これからの新しい時代のいろいろな多様化に対して、果たしてそれに対応できるのだろうか、要するに、お偉いさんを並べておけばいいのだろうかという感じがしてしょうがないのです。例えばボランティアの代表とか学生の代表とか、あるいは障害者の代表の方とか、そういう人々を入れることによって新しい時代に対応できる意見もできるのじゃないか、それも審議の役割じゃないかということを一歩言ふのですが、あるいは、参考人の人たちは、そうじゃなくて、本場にトップのオビニオンリーダーだけの話を聞いていればそれでいいんだというふうなお考えかもしれませんけれども、その辺については、もう残り少ないですけれども、御意見があれば伺ひたいと思ひます。

○齊藤参考人 お話の趣旨は私どもよくわかりまして、それで、ある一定の学識経験を有する方にお願ひはしておりますけれども、その幅を広げる、あるいは年齢の幅を広げる、あるいは女性の方にもどんどん入つていただく。もちろん女性の方にも今入つていただいておりますけれども、昨今の人権への関心が高い中で、弁護士の方を積極的に委員としてお迎えするとか、いろいろ幅を広げることは努力をしております。

○酒井参考人 番組審議会委員の人選につきましては、放送法の五十一條の二項で、学識経験を有する者のうちから、当該放送事業者が委嘱するといふふうに規定されております。また、八五年の十二月二十六日付の当時の森島放送行政局長名の文書には、「放送番組審議会の運営について」というのがございまして、ここに、「放送番組審議会のメンバーは広く各界から募るとともに、できる限り現実に自社番組を視聴可能な人を選考すること」という文書がございまして。各局は、こうした規定とか指導に一応沿ひまして人選を行っているのが現実でございまして、先生御指摘のように、視聴者の意見を番組づくりに反映させるということもございまして、視聴者代表として、最近女性を加えたり、あるいは番組の下に大学生ぐらいの若者の組織を置いて意見を反映させるということも出てきてございまして。

委員が固定的になつてゐるのではないかと御指摘は、ある程度そのとおりかと思ひますけれども、徐々に変化があらわれてゐるということでもございまして、御了承いただきたいと思います。○北村(哲)委員 終わります。どうもありがとうございます。○木村委員長 失鳥恒夫君。○矢島委員 私は、まず最初に、番組審議会につ

いてお聞きしたいと思ひます。

先ほど来お話もありませんと、番組審議会といふものが、視聴者を代表する方々から意見を聞く、そして放送局がその視聴者の意見を放送に反映させるということに意義があると思ひます。言論、報道の自由、あるいは放送の自由、これは国民の知る権利を保障するための自由であると思ひます。そういう意味からして、視聴者、国民の意見を番組審議会を通して放送内容に反映させていく、このためにはどういふ論議がされたか、あるいは出た意見に対して放送局が本心に真剣に対応をしてゐるのか、それともおざりなのか、そういう実態がよくわかるようにする必要があると思ひます。これは、放送法の五十三條や、あるいは放送法施行令の五條、こういう規定があるかないとか、こういうことにかかわらず、放送事業者としては当然の責務であろうと思ひます。そこで、番組審議会の内容を公表する、こういう点で、酒井参考人にお聞きしたいのですが、次の二つの点なのです。

一つは、キー局の委員長が、現行法でもできる、こういうふうな言われました。ある意味では非常に心強い発言だと私は思ひます。当事者が、やればできる、こう言つておられるわけですから、放送局がその気になりさえすればできるのだ、放送局側の対応などを公表できる、あるいは番組審議会でのどのような議論がされてきたかが公表できる、こういう御意見だらうと思ひます。

ところが、調べてみますと、ある程度そういう部分をやっておるところもありますが、少なからず放送事業者が、郵政省には報告はしている、しかし視聴者には公表していないという部分が残されてゐる。なぜ現行法で可能なことができなかったのか、その点、何か御意見があれば一つはお聞きしたい。

それからもう一つの点は、既に公表している部分もありますが、それらも含めて、その公表といふのは視聴者にわかりやすくやつてもらいたいというところなんです。できるだけ目に触れる形で公

表していただくということが必要だろうと思ひます。

例えば、今の中で、早朝の番組の中でそういう部分の放送はありますが、なかなか目に触れるというか、一部の人は見ますが、余りにも早い時間過ぎるというようなことだとか、あるいはここに「月刊 民放」といふのがありますが、番組審議会の模様も出ています。「議題一覽」といふのがあります。大体、二行から三行の内容になつてゐるのです。こういうほんの数行の形で公表したということでも事足りるというようにしていただきたくないということなのです。

ですから、公表されるのは一回限りではなくて、できれば視聴者がいつでもアクセスできるように、例えばインターネットのホームページだとか、こういうものを利用するとか、あるいは直接放送局の方へ出向いたときにコピーをいただくことができるとか、ぜひ民放連としても、全国の民放各社の公表された議事録、こういうものなども民放連へ行けばそれが閲覧できるとか、そういうような手だてもぜひ考えていただきた。この二つの点で御意見がございましたらお聞かせください。

○酒井参考人 公表という問題につきましては、前の放送法改正のときにも省令で私どもいろいろ意見を申し上げたことがあるのですが、社報というのが各社にございまして、あれはせいぜい二、三程度である。そうしますと、一般の人の目に触れない、公表のうちに入らないのじゃないか。それから、PRのための雑誌などを出してありますが、あれもせいぜい一、二部であらうというところからいいますと、公表という概念はその地域における県紙ですね、それから、あるいは自社媒体を使用して報告すべきであらう。ただ、そのときの放送法の改正は、番組審議会に対して放送事業者が諮問し、答申した場合とか、あるいは意見が一致した場合にそれを公表しなければいかぬというところまでいってはいなかったわけですね。

ただ、青森放送、ラジオでございますけれども、これは十数年前からRABラジオの中で番審の話とか、それから自社の番審のPRとかいろいろ視聴者に対して公表してきたという事実がございまして、これはローカル局ですから一般には余り知られていないのですけれども、まず民放で先駆的な役割を果たしたのはRABラジオさんであつた。テレビの方は、先ほど早朝からというお話がございまして、先ほど「週間フジテレビ批評」ということで、フジテレビさんが在京の場合にはトップである。最近も、先ほど申し上げましたように、二十数局がやっているとということでございまして、この公表の仕方については、例えば山形放送などは、番組審議会の中に……

○木村委員長 参考人にお願いたしますが、答弁は簡潔にお願いいたします。

○酒井参考人 ああ、そうですか。

それで、公表の点については、これから各局は出ていくと思いますし、インターネットの問題につきましましては、これから民放連サイドで研究をせめていただきたいというふうに思います。

○矢島委員 ぜひ公表の仕方についても御研究いただきたいと思いますが、

もう一つだけ、字幕放送についてお尋ねしたいと思いますが、

今回の改正の中でもその柱になっているわけですが、字幕放送を含めて、各放送局が決めることだということについては民放連に権限があるわけではなく、これは十分承知しておりますが、民放では、東京キー局が直接放送している関東地区でも字幕放送は全体放送の大体一割ぐらいだと思ひます。アメリカの七〇％はもうほとんどイギリス、カナダの民放に比べて極めて大きな立ち遅れがある。字幕がついていないのは、各キー局で調べてみますと、一ないし四番組、こういうものでは立ち遅れというよりはほとんど手がついていないという状況ではないか。

そこで、酒井参考人の御意見を伺いたいのですが、なぜ字幕放送がふえないのか。先ほど一部御意見の中にもありましたけれども、その障害はどこにあるのか、さらにそれを解決するにはどうしたらよいのか、御意見を伺ひたい。

○酒井参考人 まず、やはり基本的には経費の点だということに考えております。民放連でもネット番組の伝送についてこれまで技術的に検討を行つてきたわけですが、百二十局を超える民放テレビ局は、御承知のように規模も千差万別でございまして、すべての局が対応設備を整えるには時間がかかるということがございまして、その辺のところをおおききいただきたいと思ひますし、各局とも字幕放送の重要性については十分認識しておりますので、これから徐々に設備も改善されていくというふうに考えております。

○矢島委員 全部の局を合わせればいろいろな問題を抱えていることはわかりますが、東京キー局の場合、実際に今言ったように一割前後ではとてもとて字幕放送を行つていて、それが経費の点だと言われる点があれば、大体字幕放送の制作費というのは一時間で四十二万とおおよそ言われております。大体民放キー局の一日の番組制作費というのは二億から三億かけているのじゃないか、こういう報道もあります。そうすると、一日十二時間分の字幕放送をつくっても五百四万円になりまして、そうすると二億から三億かけるうち、それだけの額というの、大きいと考えれば大きいでありまして、実際に、視聴者被害者のためと、障害者の側を立てば、十分対応できるものじゃないかと思ひます。

そういう意味では、東京キー局が率先してまずそれを進めるといふ方向でぜひ取り組んでいただきたいし、今度の放送法の改正の中で免許の問題もあわせてやったわけですから、ここでやることが大いに全国的な聴力障害者の皆さん方や視覚障害者の皆さん方のためになると思ひますので、ひとつ御努力いただきたいということで、時間になりましたので、その決意だけ一言おっしゃっていただきます。

○酒井参考人 おっしゃることは十分理解いたしましたので、在京社の社長を初め放送事業者にできるだけの努力するように、私の方から伝えさせていただきます。

○矢島委員 終わります。

○木村委員長 小坂憲次君。

○小坂委員 まずもって、酒井参考人、酒井参考人にお出ましをいただきました。御意見を述べていただきましたことに感謝を申し上げたいと思ひます。

幾つか質問がございしますが、時間の都合もございまして、それぞれの委員からの質問で、大分私の疑問も解消いたしました。ここでは、放送による権利侵害等に対する苦情を取り扱う苦情対応機関について御質問をさせていただきます。

NHKと民放連が共同で自主的に設置をするのととなりました今回のこの機関でございまして、けれども、まず苦情対応機関で取り扱う苦情の範囲でございまして、これはどのようなものなのでしょう。放送による人権侵害があつた場合は当然として、放送前の取材活動の段階で起きたトラブルに対する苦情、こういったものも取り扱うのでございまいしょうか。

○酒井参考人 そうしたトラブルが起らないようにというところで昨年来取材等のモラルについて一層強化しておりますけれども、実際に人権侵害、実際に被害を受けたケースについては取り扱うというのが基本でございまして、そのほか当然この処理機関についてはいろいろな苦情が来ると思ひますけれども、これは事務局の方で、審議すべきか、あるいは、一般放送事業者あるいはNHKが現場で対応すべきかを判断して、きちっと対応するということにするつもりでおります。

○酒井参考人 今、酒井参考人がおっしゃられたことと全く同じでございまして、基本的には、放送番組で放送されて、人権侵害あるいは番組の基準の重大な侵害というふうなところに限定してございまして。

放送される前の取材のあり方については、取材の倫理の問題でございまして、私どもの方では、先ほど申し上げましたように、研修会を開いて、報道記者のモラルの問題としてできるだけ真摯に取り組むように、それを徹底するように今努力しているところでございまして。

○小坂委員 それぞれ御意見を賜つたわけでありますが、しかし、取材される側に立つてみますと、番組で報道された後の人権侵害はもうございまして、取材段階におきます問題も、やはり各局で真摯に対応していただいてもなかなか解決が進まない。それではいきなり提訴するかといひますと、そこまでいくというのはなかなか難しいのでございまして、そういう意味から、この新しい機関、自主的におつくりになる機関がそういう問題にも前向きに対応して実績をつくつていただくことが法に基づく公的な機関、第三者機関をつくるというふうな話にならずに、自主的な機関で十分に運用されているということにもつながっていくと思ひます。

その点について、もう一度、どちらか代表して御意見をいただけますか。

○酒井参考人 取材過程でも当然起こり得ることだと思ひますけれども、第三者処理機関、苦情処理機関、さつき権利侵害を中心にと申し上げましたけれども、現実にはいろいろな苦情が多分寄せられるのだらうと思ひます。運用を開始しましてからしばらくの間は、どういうふうに対応するのが一番的確に対応することになるのか、実際に誠意を持って対応しながら、研究を重ねて一番いい形にしたいと思ひます。

○小坂委員 私は、そういう民放連とNHKで共同しておつくりになる機関が十分に役割を果たすようになってくれると同時に、やはり最近NGO、NPOというふうな形の機関が大分育成されてまいりました。そういう形で番組全体を、全く独立した機関としてそういうふうなものを取り扱うところもだんだん育ってくるのではないかと思っております。そういう二面からこれらの

対策を進めていくべきと思います。

あわせて、多チャンネル化時代と言われて、CS放送あるいはCATV、こういったものがふえてくるわけでご覧になって、この苦情処理機関はそういったものについて取り扱う、カバリーしていくというふうな考えはあるのでしょうか。

○酒井参考人 苦情処理機関、対応機関は、NHKさんと民放連でつくったものでございまして、民放連加盟社というところから、現在の地上放送それからWOWOWというふうな感じでご覧になって、現在のところは、多チャンネルになって、CS放送のところは考えてはおりません。

○小坂委員 その点についてお願いでございますけれども、やはりCSあるいはCATVのそれとの関係者とお話し合いをいたしまして、将来的にはそれらも中に入っているという一線にそういった機関を育てていただければ、出す側の視聴者の側からすれば、これがCATVなのか一般の放送なのかという区分けはなかなか素人には難しいのでありまして、見たものは全部そこへ電話する、こういうことになってまいりますから、そういった意味で幅広くカバーできるような組織的な拡大をぜひとも今後御検討いただきたい、こう思うわけでございます。

あと幾つか申し上げたいことがありますが、苦情対応機関が国民、視聴者の信頼を得るためには、やはりディスクロージャー、公表が非常に重要だと思っております。この点についてどのように考えていらっしゃるのでしょうか。先ほど来若干御意見ありましたが、もう一度お願いいたします。

○齊藤参考人 苦情処理機関で実際に行われまして、これは公表していただく、それから、放送事業者がどういう対応をすべきか、あるいは視聴者に対しては、この件についてはどういうふうにかかるといふ、両方にそれぞれ勧告なり意見の開陳があるということ、それを私どもは重く受けとめるということでございます。

○小坂委員 今おっしゃいましたように、苦情処理機関、対応機関が出す見解、それらを放送事業者が尊重して初めてこれは有効に機能してくるわけですね。尊重するというのをこの場においてそれぞれ決意のほどを表明していただけますか。

○齊藤参考人 この苦情処理機関、放送事業者と視聴者、それからいわゆる有識者を含めて各界世論、すべての方々に納得いただけるような形とそれから結果を出すことがやはり重要だろう、そういう意味で、私どもは、この勧告そのものは、出た段階で重く受けとめて、きちっと誠意を持って対応したいと思っております。

○酒井参考人 私どもの理事会でもそのことは周知徹底しておりますので、各社の社長も真摯に受けとめるといふことでございまして、重く受けとめた上で、その見解なり勧告を尊重しながら実行していくというところで、これは必ず守らせていただきます。

○小坂委員 最後に、先ほど齊藤参考人の意見表明の中で、NHKが、災害発生時の緊急番組についても十分対応していく、障害者に対するものはNHKの第一あるいは教育テレビというものを主に対応しているということをお報告いただきましたけれども、発災時には、やはりテレビも使える台数は限られておりまして、特に避難所のようなところに行きますと、一台のテレビをみんなで見るといふことになってまいります。そういう点から、やはり総合の方でもそういう障害者に対する配慮をぜひともあわせて行っていたらいいか、その方はもう別のチャンネルでやっているからというのではなくて、そういう状況も想定しながら対応をぜひともお願いしたいと思っております。

時間がかかりましたので、以上で質疑を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○木村委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。参考人各位におかれましては、貴重な御意見を

お述べいただき、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

午後零時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時二十三分休憩

午後零時三十一分開議

○木村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。政府に対して質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。竹本直一君。

○竹本委員 今回の放送法及び有線テレビジョン放送法の一部改正法律案でございますが、もちろん中身は非常に納得できるものでございます。要は、これが現実的にどのような、こういった新しい要請を受けて、一般国民が、みんながこういったテレビに親しめるようになるかということがこれから大いに考えなければいけない問題ではないかなと私は思うわけでございます。

多チャンネル化とかデジタル化とか、あるいはCS放送、CATV、こういったいろいろな新しい言葉がどんどん出てきて、実は私自身はCS放送を聞いております。BBCワールドはよく聞くのですけれども、なかなかこの契約にござけるのに迷いますし、パワフルTVというの最近ございますし、どれどれが一緒なのかさっぱりわかりませんというのが現実なことです。私をもっと平均的な日本国民のレベルとすれば、一般の人が非常にアブローチが難しいのです。何枚も手紙をやりとりして、二重契約をしていたり、送られてきた書き直す、これが一般的な人の反応だろうと思うのです。郵政省の担当者は、こういうことは非常によくおわかりだから、次は何だ何だとおっしゃるかもしれませんが、我々一般にとっては非常にわかりにくい。

たそういったものについてのいろいろな施策を施されるのは結構でございますけれども、一般国民が容易に親しめる郵政行政という放送行政といえますか、そういったことにぜひ大臣の強力な御指導をいただきたい。高齢化社会で、そもそも電話の扱い方一つわからない、最近いろいろな機能がついておりますから、そういうお年寄りがたくさんふえております。そういう中で、こういうテレビを見ようとしたときに、昔のテレビのように簡単に、チャンネルが六つぐらいだったらまだいいけれども、今のようにならなくなってきたら、ますます、わからない。年寄りは見られない、若い人たちが楽しんで、これは本来の放送行政のあり方としてはいかがなものかと思っております。

したがって、全国民が容易にアブローチでき、容易に親しめる、そういう放送行政が一番理想だと思いますけれども、全体を御指導いただいている郵政大臣の、二十一世紀における放送行政のあり方、そういったものについての大きいお考えをまず冒頭に伺いたいと思います。

○堀之内内務大臣 ただいま先生の言われたとおりでありまして、先生は何といつても、標準とおっしゃいましたが、一般的よりは大変レベルが高いと私は認識しております。私も郵政大臣を拝命するまで、郵政省に行ってみて、放送行政、通信行政がこのような大きな変化、発展をいたしておったということに改めて深く感銘をいたしておるわけであります。

したがって、今お尋ねの件につきまして、今までは限られたチャンネルで全国あまねく総合的なサービスを提供するというのを目的の政策としてまいったわけでありますが、しかし、今後多チャンネル化、こういうふうになってまいりますと、多様な放送サービスが提供されるようになります。また一般国民、視聴者の選択というものが非常に重視されるようになると思っております。

そこで、私どもは、放送がどのように変わっていくのかわかりやすいビジョンというものを示す必要がある、こういうふうに考えておるわけであ

ります。今、二〇〇〇年を目標に現在の地上のアナログ放送をデジタル放送が可能となるようにやっていたいというのを先般発表いたしましたところでございます。

また、BSにつきましても、御案内のとおり間もなく先発機を打ち上げをいたしますが、これは現在のアナログでありまして、二〇〇〇年以降に打ち上げますBS後発機はデジタル放送とアナログ放送が同時放送できる体制に持っていきたい、こういうように先般また答申をいただいておりますので、そのような方向にしていきたいと思っております。

また、CSデジタル放送、これも御案内のとおり、昨年の十月からパーフェクトTVが放送を開始いたしました。今年度じゅうにディレクTVが放送をいたしますと、大体二百チャンネルとなります。恐らく来年、今計画されておるマードックさんのいわゆるJスカイB、この放送が開始されますと約三百チャンネルということになります。これは全部デジタル放送ということになります。

また、改めて今のCATV、いわゆる地上のケーブルテレビのデジタル放送が二〇〇〇年には可能になるような方向で今見直しを持っておるところであります。

このようになってまいりますと、視聴者の保護というか利益をどのように守っていくかということが一番大事であります。したがって、これから、当分というか、BS後発機を上げましても、あるいは地上放送がデジタル化されました、現在のテレビ視聴者が視聴できるように方向でいかなければなりません。そのためには、いわゆるサイマル放送と言われる同時放送をいたしました。恐らく十年間ぐらいは、現在のテレビの寿命があるまでというか、大体その付近を見通して同時放送を行って視聴者を守り、あるいはまたCS放送等においては、アダプターを取りつけることによって視聴可能な方向で政策を指導していかねければならぬと思っております。

また、このアダプターも値段が余り高いのでは

視聴者に大変迷惑をかけるわけですから、このアダプターが低廉な方向になりますようにそれぞれメーカー等を指導しながら視聴者の保護をしていきたい。こういうように考えておる次第でございます。

○竹本委員 ありがとうございます。

技術は日進月歩するものでございますので、常に新しい技術を求めて、またその開発に努めることは当然必要でございますが、それが必ずしも国民一般に即応用できるといえるものではない。また、技術進歩についていけない方もたくさんおられるわけでございます。

今、郵政大臣、お答えいただきましたように、あらゆる階層の人がこの放送の便益を享受できるように、ぜひ一層の御努力をお願いしたいと思っております。

さて、法律の改正案でございますが、ちょっと各論に入っていきたいと思っております。

まず、字幕放送関係でございますけれども、今回の法改正の中に、字幕放送、それから解説番組に関する放送制度の改善がございます。これは視聴覚障害者がテレビ放送を視聴するため不可欠なサービスでございますが、こういった改革は非常に結構でございます。特に、字幕放送の普及、その利用状況が必ずしも徹底していない、広がっていないという話をよく聞きますので、ぜひともこのことはやっていただきたいというふうに思っております。

そういう意味で、放送ソフトの制作、それから流通体制の充実がぜひ必要だろうと私は思うわけでございます。映像が基本であり字幕は従であるというふうな感じはいたすわけでございますが、諸外国のいろいろなテレビを外国へ行ったときに見ますと、特にアメリカなどは縦横にそういったものが入ってきておりますし、そういった中で情報を十分視聴者が享受する、またそれに基づいてすぐ電話とかファクスで放送局に問い合わせをするとかいったようなことが現実に行われております。こういった放送関係の先進地域のことを参考

にしながら、我が国がこれからどのようにこういった視聴者のための放送番組の制作、流通体制を整備を行っていくかとしておられるのか、少し具体的に詳しく御説明いただければありがたいと思っております。よろしくお願いたします。

○橋田政府委員 先生御指摘のとおり、これからデジタル技術が発展いたしました多チャンネル化が進んでまいりますと、放送番組といいますが、良質な放送ソフトが多量に必要になってくるわけでございます。そういう場合、一つの考え方は、これまで発表の場であったソフト、放送番組といふものが、多チャンネル化によって場が与えられるというところで、ある意味ではソフト産業の花が咲くという一面がございます。これは、産業的にも非常に大きな、あるいは視聴者にとっても非常に有意義な面がございます。それと同時に、それでは視聴者にとって本当にいい番組ばかりが出てくるのか、あるいは字幕番組が十分充実するのかが、これをどう充実させていくかというのはこれは別の問題で、どう政策的にこれをしていくのかというのが出てくるわけでありまして。

基本的には、放送でありますから、民間放送事業者が、こういう経済の中で競争しつつ発展させていくということが基本でございますが、その中で、政府が、あるいは行政として必要なことといえますと、例えば字幕放送にしましては、今回御提案申し上げております放送法改正して字幕放送をやりやすくするという、あるいは一定の補助金をつけて字幕放送をふやすというふうな施策をとるといことがございます。

それから、いろいろな放送の番組をつくる方々で、小さな放送会社もございます。ケーブルテレビなどではなかなかお金がかかってできない、人材がないというときには、この人材をどう育成するかというふうな面が一つありまして、こういう人材育成事業ということも政府の方で融資なり出資なりして、そういう機関を地方につくっていくというところも一つ考えておまして、これは実際に動いているものでございます。

それから、もう一つは、今度、放送ソフトで非常に重要なのは、放送ソフトをやろうとするときに、番組をつくるときにお金がない、担保がないということで、一般の企業と違ってなかなかこれはできないわけでありまして、見えないものをつくるわけでありまして、そういう意味で、放送とか、こういうようなアプリケーションの、番組とか、こういうようなものをつくるベンチャーの方々にお金を貸す、融資するといふふうな制度とか慣習ができないかということが今大きな課題でございます。まして、こういうことにつきまして、現在、そういう関係の方々に集まっていたございまして、いろいろな方の意見を聞くということで、研究会といいますが、そういうことをやっております。五月を目途に報告を取りまとめた今後の施策に資していきたくと思っております。

それから、最後に問題になりますのは、今度、放送番組をつくり、流通させるときに、著作権の問題がございまして、放送関係の著作権の処理というのが、日本では、二次使用といいますが、一回放送した後はなかなか使われないという安上がりの処理をしております。権利者とそれから使う人の間の調整というのがうまくいってございせん。こういうことを、これから場をつくって、お互いに譲り合って解決していかないと、十分いい番組ができないというふうに思っております。これにつきまして、もしも尽力していきたいというふうに思っております。

○竹本委員 わかりました。

次に、有料放送に関して御質問いたしたいと思

います。実は私も、BS放送それからWOWOWは見えておるのですが、特にCS放送などはいろいろなチャンネルがありまして、結構楽しんでおります。また語学勉強にもなるわけですが、これも、これの中身についてちょっと具体的に申し上げますと、例えばCSでBBCワールドというのを私よく聞くのですが、ほかのチャンネルでは、例えば衛星劇場というのがあります。これは、いろいろな

昔の日本の映画とかやっておりますが、アダルトもまたやっております。そうすると、青少年がともに見られないような、見させるべきじゃないようなものをやっておりますから、それを消すようにスクランブルでこまかくしておるのですが、どうもなかなか思春期の子供が家庭にいるようなところでは、こういったものを導入すると、自分では契約してないから映らないのだけれども、何かそれらしいなというふうなふうに映ってしまうのです。だから、なかなかそういう契約はそういう家庭ではしにくいという話をよく聞きますし、うちの子供がやはり思春期のおりまうから、なかなかそういうのは使えない、そういう問題があるわけなんです。

だから、契約しない場合は全く映らないようなそういう工夫ができないものかというふうなことを思ふのです。結局、契約しておればきっちり映る、契約してないければ映らないのですが、大体どの程度のものかというのがわかるようになってきます。それを、こういった特別なものについて、特に完全に消すとかいうようなことを工夫されないとか、何でもどんだん家庭に放送していくというところになると、いろいろ青少年の教育の面においても非常に問題が出てくるのではないかと、うふうに思っています。恐らく、いまだそういうCS放送を聞いている人が多くないからいいですけど、これも、これが今の十倍ぐらいい人口がふえてきますと、必ずそういう問題が起るのではないかなというふうに思ふわけでございます。その辺はひとつ工夫をしていただきたいというふうに思ふわけでございます。

それで、もう一つ、今回、放送法の関係の中で、料金届け出制の導入を行っていただいておりますが、有料放送の規制緩和ということで非常に結構でございます。

そこで、今申し上げた一つの例と関係するわけですが、簡単に契約できるようにすれば非常にいいけれども、同時にそれは、簡単にできるということはだれでもできるということでございます。

ますから、そういった教育上の問題も発生する可能性があります。したがって、単に放送技術の問題だけでなく、この及ぼす効果あるいは結果について、例えば文部省といったようなところとも十分御連絡の上、こういった規制緩和を図っていただきたいたいというふうに思いますが、この点に關しまして担当省の責任者の御意見を伺いたいと思います。

〔委員長退席、亀井(久)委員長代理着席〕

○楠田政府委員 CSの多チャンネルの放送が出てまいりますと、スポーツ番組から映画、娯楽、それから外国のニュース、あらゆる分野の放送が出てまいります。これがCSデジタル放送の特徴でもあるわけであります。

その中で、先生御指摘のように、娯楽番組でいわゆるアダルト的な番組、映倫とかそういう刑法にひっつかからないけれども、やはり青少年、子供たちに見せるには問題だという番組もこれはあるわけであります。一方で、これをやはり見たいという要望もあるわけでありまして、完全にこれを否定することはなかなかできない。こういう中でこれをどうするかということでございます。我々、このCSデジタル等の放送事業者が出てきたときには認定ということをやります。その認定の作業の中には、一応、番組といたしますか、そういうことに行政は介入できないということになっていいますから、余り詳しく、これはだめだ、いいと言ふことはできないのですが、そういう中で、それではそういう青少年の保護のために何か措置をとっているかということの一つの目安にしたいというところでやっております。

その一つがペアレナタルロック、親のかぎというシステムでございます。これは契約した大人がこれを見るときには暗証番号をかぎを解かない限り見られないというふうにして、そういう方たちだけが見るといふ形でやりたいというふうに思っております。これはアメリカ等でも開発されておりました。これは実際に動いているものでございます。ただ一方で、では子供たちがこれをすぐ覚え

てあけるんじゃないかという心配もあるわけでありますが、このかぎは固定ではなくて随時変えることができる、親の方が変えることができるというふうなことが最低限の手段かなというふうに思っております。

契約の段階でこういうものがわからないじゃないかというところであります。これにつきまして、例えばパーフェクトTVでは、これはいわゆるブラットホームという会社でありまして、ブラットホームというのは放送する会社ではございません。こういうものの契約とか集金とかを扱っておるという会社でございます。そういうところが番組内容の紹介ということ、広くPRしてこれを売り込もうとするわけであります。そういうところを通して、中身についてできるだけ明確にさせるというふうなことが必要かなというふうに思っているわけでございます。

○竹本委員 ペアレナタルロックの装置というのは聞いておりますけれども、それはそれで一つの防衛手段になろうかと思ひますが、私が先ほど質問で申し上げましたのは、そのスクランブルをかけて消す消し方が、特にアダルト等については完全に消さないとかやはりよくないのではないかな、そういうことを思ふわけでございます。これは郵政省の仕事なのかこの仕事なのか僕はよくわからないけれども、ぜひそういったことをやっておいていただかないとおかしいのではないかなというところでございます。

次に、放送番組審議機関のことに御質問いたしたいと思ひます。

これからの放送番組の成功、不成功という問題は、いろいろ視聴者から苦情もありますから、そういうことを受け入れる機関として放送番組審議機関が設けられているわけでございますけれども、私は二面があるというふうに思ふのです。

審議機関にかかるとは、一つは質の問題でございます。どういふものであればいいか、どういふものは極めて問題か。例えば差別があつてはいけ

ない、あるいは先ほどから申し上げているようなアダルト等、性教育に關して過度に家庭に放映されるようなものであつてはいけな、あるいは極めて間違つた放送をされてはいけな。こういったいろいろな問題は当然あるかと思ひますけれども、私は、その質の問題と同時に量の問題もまた、魅力度という点においては非常に大きい要素であるのではないかなというふうに思ひます。

CNNとBBCワールド、ともに二十四時間放送しているのです。我が日本の、例えばNHKの衛星放送、WOWOWにいたしましても、夜僕らが十二時ごろ帰つたら放送していないことが多い。月による食のため放送中止とか、何かそういうのが非常に多いのです。それから、たまに放送しておつてもどこかで見たようなもの、つまり再放送が結構あるわけでございます。

そういったものを見ておりますと、片やそれは日本の放送、衛星放送あるいはCS放送、片やCNNとかBBCワールドなんというのはともかく二十四時間やつてゐるわけですね。しかも、それを見ておつてもなかなか飽きないような立派な内容がたくさんある。

だから、日本の放送番組が必ずしも質が悪いとは私は言わないのですけれども、量が全然違ふじゃないですか。この地球化時代、どこに出張しなさいいけないことがあるかもしれないわけですから、日本の放送がこの地球上に常時二十四時間流れているとなると、随分これは日本の文化が世界各国に理解され、また放送の果たす役割というものが非常に大きいものと認識されてくるわけがあります。そういう意味において、どうしても質ともに量ももつと流れていただかなくともいいと、いわゆる通常のテレビのチャンネルと余り変わらなくなつてしまふのではないかなというふうに思ふわけでございます。

特に、私の偏見かもしれませんが、BBCなんかはあれだけ二十四時間放送をやつておりました、単なるニュースのみならず、いろいろな環境問題、労働問題、人種差別問題、あるいはこ

○堀之内國務大臣　ただいまお尋ねの件であります。最初、質問の通告にありませんでしたので、あるいは十分な答弁にならないかと思いますが、

先生御指摘のように、今郵政省の事業というものが、私も先生と同じように、誇りを持つ、立派な政策官庁だ、こう思っております。

というのは、私も昭和五十一年から通信委員をしております。通信委員会の理事であります。一期生から理事でありましたが、というのは、通信委員会というのは、自民党でも社会党でもほとんど年寄りばかりだったわけですから、若いのは私と渡辺秀央君と二人だった。そして、公明党は皆さん若い議員の方が多くありますから若い方でした。が、社会党も皆もう現役を引退された方々ばかりであります。

その当時をちよつと考えると、郵政省というのは郵政三事業が花形産業であります。一部放送がありましたが、これはもう難視聴解消をすることが先決。そして、通信というのは電話のNTTだけで、しかもこれが、遠距離が高いということ、これを下げることはかりがここの委員会でも議論されてまいった時代を考えます。

そして、私も六年後、防衛政務次官になって、また今度は帰ろうと思つたら、ようやく、五十七、八年前からというのはいはれ代議士の皆さんがこの通信委員会に所属されました。それを見ますと、やはり時代が変わりつつあるのかなと思つたんですが、今回郵政大臣を拝命いたしました。放送、情報通信、このような急激な変化と発展をいたしておることに、改めて、驚いたと言つて非常にこれは幼稚になりますが、大変すばらしい発展に敬服をいたしております。

また、郵政省そのものも、私がやるころは電気通信局も通信政策局もありません。そのころは人事局、経理局というのがあったわけですが、これが今のあれにかわつておるわけでありまして。

そういうことを見ましても、内容を見ましても、大きな政策官庁に脱皮をしておる、そして、今や今日の社会の花形産業である情報通信を取り仕切る政策の役所だ、こういうことを考えまして、改めて私自身誇りに思つておるわけでありまして。今日、情報通信があらゆる産業のリーディング

産業として、あるいは放送行政が大きな変革をして、また新しいデジタル化の時代ということ、これまた日本の将来の産業に大きな活力を与えると思う次第でございます。そうしたことを考えますと、今後、委員会の諸先生方の御指導、御鞭撻を賜りながら、大きくこの責任を果たしていかなきゃならぬ、改めて強く感じておる今日であります。

○吉田(六)委員 知り得なかつた歴史的な古い時代の様子も御披露いただいてありがとうございまして。

かつてここで、質問で、ときに大臣はしかし何かやるのかという御質問のときに、おくれおせながらしっかりと今勉強中だという御答弁も伺つて、力強く思つています。

きよの主たる、放送法及び有線テレビ放送法の一部を改正する法律案、これは、本会議で趣旨説明の折に見せていただいた文書でありますけれども、まずこれにのつとつて、視聴覚障害者対応、このことが今度の法律案の説明の順番からすると一番前に来ておりました。重要な、頻度はともかくとして、私、これ、かつて自由民主党の部会の中で、大事なことだ、ぜひやつてもらいたいといううようなことを申し上げ続け、大勢の方がまたそのことに私以上の思い入れを見て、また、委員会でも各党の皆さんの御理解もちょうだいして予算化された経緯、これが、出てきて初めての思いであります。そうした中から、もつともつとこれがやりやすいようにと、今度は法律の後押しをしようということだと思ひます。まさに、我が意を得たりの思いなのであります。

この法律を改めることによって、予算的な部分も含めて、どのような効果が具体的に出てくるのかな。あるいは、言にくいことかもしれないが、このたび九年度予算につき込まれたこれらにかかわる予算は、大臣にとつて、まあまあこのぐらいでいたし方ないと思はれる程度のものであったのかどうかという点をお聞かせいただければなと、また応援のしがいもありますものですから。

○堀之内内務大臣 ただいま先生御指摘のとおり、字幕放送は、日本の場合には大変おくれれておるわけでありまして、ちなみに資料で見ますと、アメリカの場合は、四大ネットワークが約七〇%ぐらいの番組に放送をしております。英国で、BBC放送あるいは民放も大体三三%であります。我が国の場合は、NHKで大体一五・八%、あるいは民放では一・一%、こういうことであります。ですから、聴覚障害者に対しては大変御不便を与えておつた。もちろん、この放送という情報提供あるいは放送を通じて娯楽を楽しむ上からは大変これは御迷惑をかけておつた、こういうふうに考えておるわけでありまして。

したがつて、今回は、法改正をいたしまして、なるべく字幕放送をしていただくことを義務づけるというのか、強くお願いするという立場からこの放送法の改正をお願いいたしておるところであります。

しかし、このことは、やはり放送業者だけに負わせるのではなくて、政府としても何かしなければならぬということ、予算として、平成八年度から五カ年計画で、効率的な字幕放送の技術研究開発を進めたところでありまして、平成九年度の予算では、一億九千二百萬を御承認いただいたところでありまして、そして、字幕番組の制作に対する助成費として、これは初めてですから、私ども、大きな予算を要求したわけでありまして、一億二千六百萬円が一応御承認をいただいたということ、多いか少ないかは、これはもう金額的にいけば、国全体の予算から見れば非常に小さいところでありまして、しかし、財政の厳しいとき、ゼロから初めてこうして認めていただきました。これも、それぞれの先生方から大変なお力をいただいて認められたものであります。

今後とも、これらの施策を総合的に推進することによりまして、民放における字幕放送の全国的な普及の早急な実現を図りますとともに、字幕番組ができるだけ多く放送されますよう、これから字幕放送の充実に最大限努力をしてまいりたいと考えております。

○吉田(六)委員 はい、私もそのように思います。最近よく話題になりますいわゆるグローバルスタンダード、日本も世界に通じるスタンダードという、この改革の中にも、やはり世界並みにやりたいな、こう思ひます。

と同時に、字幕スローバー、これがふえるというのは、具体的に、マイノリティーあるいは年をとられて若干もう耳が遠くなられたという方々に対しては、絵しか見えないのが、音が聞こえないのが今度の内容がわかるわけですから、ダイナミックに理解度が増すわけですね。

そうしたものと、もう一つよいことがあると私は思うのです。それはどういふことかという、政府あるいは国が政治という立場で国民と相對峙するときに、今、改革の真つ最中ですから、どうしてもあれもやめよう、これもやめようという、特に福祉の問題とかあるいは弱者に対しての部分までも詰まなければいかぬかなという状況の中にあつて、いやしかし、やれることだけは温かくあなたの方の方向に向けてもよいのですよということ、を表現する何よりもよい好機ではないかな。いわゆるこんな付加価値も思ひ合わせることができるもの、ですから、ぜひひとつ、今後とも世界並みのレベルになるまで御尽力いただきたい。な、こう願うばかりであります。

次に、放送番組審議機関についてありますが、どうもこのことが、今どんなふうに行われておるのかな。このことにかかわる苦情や意見は我々もこれまでよく聞きます。ニュースなど、もつと素材のままに聞かせてもらえばいいので、あの一番最後にかじふん曲げるような説明など要らないのだよ、彼のコメントを聞きにチャンネルを合わせているのじゃないのだからといううようなものもあつたり、あるいは、もつともつといふ映画を、古いものも見たいといううような意見とか割と耳にするのです。実際にそれらのものを集約して、そして放送の中身、内容をすべからく向上させていこうというこの機関が余り活躍していないので

はないのかという思いがしまして、また、それらに思いをめぐらせてのことかとも思いますけれども、この辺、ちよつとお聞かせいただきたいなと思います。

○橋田政府委員 先生御指摘のこの放送番組の審議機関、番組審議会とありますが、それらの活動状況をちよつと見てみますと、平成七年度で、在京のキー局五社について見ますと、開催回数は平均年十回、大休月に一回やつております。少ないとは思いません。それから、出席率も七二％ということで、かなりの方が出ておられます。

そういう意味で、会自身は開かれておるわけですが、今いろいろな形で活動していないという意見が幾つかあったかということになりますと、この法律の制度のもとでいきますと、この番組審議会というものが、やはり番組とかそういう問題についていろいろな意見を出さなければならぬのですが、公式の意見というのが出されておられません。個人が番組審議会の中でいろいろ意見を交換しすけれども、こういうことで意見をしようというのがないわけです。

それから、一方でまた民間放送会社は、諮問するということですが、これがほとんどなされてない、事実上ゼロでございます。諮問することがないということになりますと、悪く言えば番組に対する意見の交換会ということで困る、ということが出たわけでありまして、そういう中で、ではどうしたら活性化するだろうかということでありまして、そのためには、やはりある程度こういう番組について意見を交換しなさいということや考えた場合、やはり苦情があった番組とかあるいは訂正放送を要求されたような番組というのが、これはいろいろな意見があると思ひますが、いずれにしてもこれは問題のある番組で、よきにつけあしきにつけ問題のある番組、そういうものについてやはり意見交換をしていただいて、それについてできれば意見を出してもらいたいという趣旨のものが必要ではないかということで、この番組

の活性化を図ろうということが法律の中で具体的に議題等を加えさせていただいたという理由でございます。

○吉田(六)委員 大体わかりました。各テレビ会社で毎月一度ずつ、そして出席者の数もまあまあだということなのですが、その中身がやはり問題だったかと思うのです。

私は、その内容、どんな人たちがその機関に名を連ね、議論をしているのかというあたりが少し興味の対象になります。それらのことにまでここで触れようとは思いませんけれども、一般的によくこうした審議委員とかなかなかという、学識経験者とか名刺の肩書きの数とか、そういうことが話題になりやすいですね。

私は逆に、これは極言かもしれませんが、いゆるオタク的な感性の人たちも、オタクという言葉がもしこの場で差し支えれば「いゆる」という前置詞をつけさせてもらいますけれども、もつとこういつたところで、とりあえずほかのことはともかくこれらに對してのスペシャリストではないかな。いゆるテレビを見る、あるいはそこに放送されるものに対する民間のエキスパート、他のことは余りともかくとしてかしこのことについては、というふうな気がいたします。

これは中身を聞かずに申し上げているわけでありまして、中身がどうかわかりませんが、ひとつこの委員会の意見として、これから法律まで改め、かくして活性化をしようというところで、お願ひをしたいと思います。このように申し上げる理由の一つは、余り意見が出ていないという上、もう一つは、余り意見が出ていない、意見をたくさん出す者を集めた方がいいのじゃないかという簡単な思ひであります。よろしくお願ひを申し上げます。

そして次に、先ほど順番を入れ間違えたもので、すから皆さんに笑われたいゆるアナログ放送、そしてデジタル放送に移行していくのとこということなのですが、これも私は想像してみますの

に、大変ダイナミックな変化だと思ふのです。東京オリンピック、そして今の天皇陛下が美智子さんと御結婚されたとき、あれを機にカラー放送というのが立場をきつちりと固めたように私は思います。大学を卒業したすぐだったのですから。あれは色がついただけの变化だったのですけれども、当時としてはそれこそ目を見まがうことぐ、あるいは驚きでカラーテレビを買わなければだめだといってカラーテレビを買われたのを覚えております。

ですから、今度のアナログからデジタル化というのは、あのような変化ではないわけですね。今度は内容面でもずつと変わってくるわけですが、さきも含めて、チャンネル数その他。そうすると、そのときに、さつき大臣が少し私がお聞きしたいなと思つてゐる部分に触れられて御答弁がありましたけれども、同時に両方をラップさせて、アナログも放送しながらデジタルもやるのだ、それからアナログの機械でデジタルに移行したい人はその補器を何か開発してどう。こうしたこともわかるのですけれども、なかなか高いものだから、ぜひその辺で公平さを欠かないように、できるだけ低廉に、国民みんなが新しく国家で開発した新技術の恩恵をこうむられるような、そんな方向にお考えいただきたいな、こう思ふのですけれども、先ほどちよつと御答弁いただいたようですが、それに何か付加するものがあれば伺いたいと思ひます。

○堀之内国務大臣 先ほど申し上げましたように、大体二〇〇〇年を目標にデジタル化の方向にいろいろなものが進んでいくだろうと思ひます。したがって、これからの時代はデジタル化、こういうことになるわけでありまして、しかし、我々国民、視聴者としては、アナログ放送のテレビを持っておくという方も恐らく相当数いらっしゃるわけでありまして。しかし、いつかはこういう切りかえの点というものが踏み切つていかざるを得ない時代が来るわけでありまして、時代の趣向としては、どうしてもデジタル化。したがって、こ

のアナログ放送の視聴者がこの点で大きな損害という被害をこうむることのないように、視聴者の利益保護という立場でこれから私も郵政省としても、アダプターというのだと思うのですが、こういうものの研究開発が、今もあるようですが、七万するそうだから、これを相当の値段に引き下げられるように大量生産をしていく、あるいは研究をさらに積み重ねて、より安いものが提供できるという方向で今後努力をしていかなければならぬ。したがって、私も郵政省としては、それぞれ関係メーカーの皆さんにもそうした方向で指導をいたしながら、さらに積極的な御支援もしていきたい、こう思つております。

○吉田(六)委員 ありがとうございます。ぜひひとつそういう方向で御努力をいただきたいと思ひます。向かうこれから新しい時代、通信委員会、ここが牽引車になるのだ、そんな思いで務めさせていただきますので、何分とひとつ御努力、御指導いただきたいと思ひます。

きょうのこの席にはいささか、方向的には間違つていないでしょうけれども、射程が長過ぎるかもしれないが、いろいろなことを思い浮かべながら、どんどんと電力を消費する機器が開発される、便利になる。これは通信とは関係ないですけれども、トイレに行きますと、終わつたあと洗つてくれるような機械まで電力消費ということなんです。こうしたものがどんどんと開発されていく、その中で私たちが議論している電波、電気通信、テレビ、ラジオ、こういったものにかかわるものも大きなシェアを占めるものだから、原子力発電所設置、これらのためにナショナルコンセンサスあるいは地域のコンセンサスをもちろなしさ、そんなものを思い入れながら、消費税とは違う、こうしたおかげをこうむる機器からも、そのもとをなす電力の供給のための税と言つていいか、何かをもうそろそろ考えていかなければならない時代になるのかなと。そんな思ひが、このたび質問をさせていただいたに当たつていろいろと思ひをめぐらせている中でふと頭をよぎつたもの

ですから、六左エ門委員そんな思い胸にありたいことを一言御披露申し上げさせていただきます、大変いい時間を授かって、ありがとうございます。

終わります。

【亀井(八)委員長代理退席、委員長着席】

○木村委員長 遠藤和良君。

○遠藤(和)委員 私、質問時間を八十分ちようだいたしたかったので、きょうは丁寧にお聞きしたいと思ひます。

最初に、放送番組審議会のことでございます。午前中にも参考人の皆さんからお聞きしたので、今度の改正は、郵政省といたしましては、番組審議会を活性化するためのものだ、このように言っているわけですが、本来これは、法律を改正して活性化を図るというよりも、自己責任で活性化していくのが本當の姿じゃないかなと私は思うのです。

そういうところも踏まえて、活性化のポイント、それから、活性化して、その効果というものを郵政省はどういうふうと考えているのか、まず基本的なスタンスからお伺いしたいと思ひます。

○楠田政府委員 この番組審議会というのは、放送事業者が自分の中で、法律に定められておりますが、自主的に置きまして、そこに番組についていろいろ御意見を伺う、それで出された意見に従って番組を適正化していくということが基本でございます。そういう意味でありますから、番組審議会の方がどんな意見を出して、こういうことをしなさい、あるいはそれを世間に発表するということなどがどんどん行われれば、これはある意味では非常に番組の適正化に役立ったと思ひます。法律の趣旨はそういうことです。

しかしながら、これまでの法律の中ではそういう形になっておりますが、実際問題として、諮問事項というのが全然出てこなかった。それから、意見も、先生方の個人的な意見は出るのですけれども、それはあくまでその意見にとどまりまして、審議会として、公式の意見として放送会社に向う

ということがなかった。

どうしてそういうことになったのだろうかということになりますと、やはりそこで議論される題材というものが特定されておりましたから、だんだん情性になって、かなり活発に議論されているというふうにおつしやる向きもありますし、そうされておることも事実だろうと思ひますが、その中で、問題についての厳しい議論がされたのかどうかというのには疑問だという意見が懇談会等でも出たわけでありまして。現に、多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会の中には、番組審議会の委員の方が二人おられます、委員長も一人おられたわけでありまして、そういう意見が出ました。

では、どうしたらいいだろうかということになりますと、残念ながら、これはやはり法律の中で、何か題材を入れてそれを議論するようにしむけないといかぬのではないだろうかということが一つのポイントであります。

それから、それをやつたとしても、やはり外から見られないと本気でやらないのではないかと、やはり外からウオッチすることが必要だ。これがディスクリジョーでありまして、そういう意味で、やつたことを公表する、世間の方々に見ていただくということを通じてこの番組審議会を活性化することが必要だろうということになりました。

そういう二つのポイントが今度の番組審議会の活性化ということに役立つということで考えておる次第でございます。

○遠藤(和)委員 本来、放送事業者が自分の責任で、よい放送になるように、よい番組になるようにこの番組審議会を活性化していくというのが本當だと思ひます。それがいいことだと思ひますが、法律を改正して、要するに、放送事業者に番組審議会への報告を義務づけたら、あるいはその結果を公表するという形になるわけですが、公表したもののは郵政省としては何か御意見を言うのですか。

○楠田政府委員 例えは現在の仕組みを申し上げますと、番組審議会で作された議事の概要等は、法律に基づきまして、政令によりまして、一応郵政省の方に報告をさせていただくことになっております。だから、今のものは報告をいただいておりますわけでありまして。

それで、今度は、いろいろな形で外へ公表するという事項が広がるわけでありまして、公表することであることは、当然ながら同じように、なされたことであるから、報告をいただくことになると思ひます。

しかしながら、郵政省といたしましては、この放送番組審議会の運営のあり方とか仕組みとか、そういうことについては、余りに回数が少なく、どうしようかというふうなことは申し上げることはあるかもしれませんが、その審議会で行われた中身自身については意見を申し上げるつもりはございませんし、またそういう仕組みにもなっております。

○遠藤(和)委員 その一番私も懸念をしておりますところなんです。報告を受けて、番組審議会の中身まで至って何か行政官庁が意見を言うということ、これはやはり放送の中立性、報道の自由というものとかがかわってきますよね。

もう一点の問題ですけれども、何を公表するかというのは政省令にゆだねられていたわけですが、例えばだれがどういふ意見を言ったとか、こういうことまで政省令に書く予定なのかどうか。先ほどの参考人質疑の中でも、もう手を挙げて賛成じゃないけれどもこの程度の改正はやむを得ない、許容範囲だ、しかしながら、政省令については、余り細かいことまで全部役所の人が決めてやるのについては大変慎重である、不安である、そういうような意見があったわけでございます。

政省令でどの程度細かいかとどこまで決めるのか、あるいは政省令を定めるに当たって放送事業者の意見を聞くのかどうか、この辺を確認したいと思ひます。

○楠田政府委員 番組審議機関がこれから公表する事項というのは今回の法律改正で定めるわけでありまして、法律事項でございます。意見を言ったこととか、あるいは訂正放送のあったような問題、あるいは苦情のあったような問題について報告をして、それについて議論しない、こういうことで、議題になる、これは法律事項でございます。

省令によりましては、現在検討しておりますのは、この公表の仕方でございます。公表の仕方をするのか、例えば放送会社に備えつけておかないのか、あるいは新聞等でやらなくてはならないのか、この辺のところがある意味では非常に重要でございます。この辺のところにつきましましては、まだ十分に検討しておりませんけれども、やはりできるだけ一般の方によく知られるように、かつ、それほど大きな放送事業者の負担にならない形でどのようにするかということを考えていきたいというところで、放送事業者の意見等も十分聞きながら、かつ効果的な方法というのを省令で定めたい、こういうふうにご考えておるわけでありまして。

○遠藤(和)委員 先ほどの民放連の方の御意見の中では、いろいろな意見を言うのですけれども、特定の個人の名前、だれがこういう意見を言ったということの公表を義務づけられてしまうと自由な議論ができなくなる、こういう懸念があったんですが、その点はどのように考えているのですか。

○楠田政府委員 委員の個人名をこの省令で決めるかどうかということになりますと、これはいろいろ問題があるかと思ひます。まだ正式にこの決めたわけではございませんが、やり方としては、A委員とかB委員とかいうふうなやり方もありまして、あるいは審議会の方で名前を出していいということであればそれも可能であろうと思ひます。それはあくまで審議会の意思を尊重するのが正しいのではないかとこのように思ひます。

○遠藤(和)委員 それぞれ放送事業者は自分のメ

ダイヤを持つてゐるのですから、自分の方の会社の番組の中で公表するというのが一番自然な形じゃないかなと思ひますね。そこで、国民の皆さんに公表したことに對して国民の皆さんが直接意見を言う、それを番組に反映する、それで自己完結していく、これがまず自己責任の社会じゃないかと思ふのです。それに對してやり方が十分でないとかいうことを行政当局がいろいろさがねを入れるとかいうのはおかしいと思ふのです。やはり国民の中に意見をきちつと公表し、あるいは国民から意見を吸い上げて、その放送事業者が自己完結して物事をよりよくしていく、こういう社会にしていかなければいけない、基本的な認識はそれでいいのですか。

○楠田政府委員 おっしゃるとおりでございます。

○遠藤和委員 法律というと、日本人はどうしても、太政官令以来、国民を制約するというイメージが強いのです。要するに、郵政省がつくった法律は、放送事業者を制約する、こうしろ、ああしろ、こうしなければならぬといった概念の法体系、いわゆる統治機構の一端といったらいいのです。ところが、人の支配じゃなくて法の支配ということとは大違いなんですけれども、もう一つの側面からいうと、法律というのは、やはりマグナカルタ以来、人民の権利を保障するという側面があるわけですね。

この審議は、大体束縛する方の法律の審議が多いわけですが、これはやはり報道の自由とか人権の自由とかいう法の世界の話ですから、非常に慎重でなければいけないと思ふのです。何でもかんでも役所に報告しろというのは、どうも管理をしていくという発想じゃないか、監督をしていくという発想ではないか、もう少し自由に伸び伸びとやれて、しかもその中身がよくなっていく、こういう方向を基本的には目指していくべきではないのか、こういう認識を私はしておりますがね。

そういう方向で、やはり放送も自由調達に、し

かも国民から見れば喜ばれるような中身になっていく、こういう姿で育てていくというのでしようか、見守っていくというのでしようか、基本的にそういうスタンスであるべきだ、私はこう思ひます。その辺についてきちつとこれは大臣の見識も一言聞いておきたいのだけれども、どう思ひますか。

○楠田政府委員 まず第一に、今回の法改正によりまして、審議の題材というものを広めまして、提起をして審議を活性化していく。それを公表するというのは、一般の市民に公表するということが基本でありますから、これは必ずしも行政が介入するということにはならない。特に、この放送法に関する場合は、これは番組編集の自由ということがありますから、こういう公表すること何らかの形で番組の編集に介入するとは考えられませんが、私はそれには当たらないというふうに思ひます。

ただ、こういう番組の編集とか、いろいろ放送法にありますが、そういうことにつきましては、放送法におきまして報告すべき事項というのは政令で定めるところになっておいて、その辺のところはかなり制限的に行つておいて、その実でございますが、今回のこの件についてはそういう懸念は全然ないというふうに考えております。

○堀之内内務大臣 ただいま放送局長が答弁したことに尽きるわけですが、今回の法改正は、何といつても報道の自由ということ、これは当然として、これは自由であります。この報道の自由を尊重しながら今回の番組審議会の活性化の法改正をお願いするわけでありまして、

ただ、私は、この自由とあわせて、やはり報道が社会に与える大きな影響というものもこれは見逃すわけにはまいりません。したがって、放送事業者はその倫理に従つて秩序ある放送を確保してもらつて、そういう立場から、番組審議会の活性化しながら、お互いにその目的を達成いただく、こういうことにならうかと思ひます。

○遠藤(和)委員 NHKと民放が共同で苦情処理

機関をつくるかということ、今計画を進めておりますが、これについて詳細な実態というものはもうお知りになつてゐるのでしょうか。

○楠田政府委員 現在、NHKと民放連の方で、どのような形で苦情処理機関をつくらうかということ、協議中ということで伺つております。したがひまして、まだ、こうなつたというふうなものにつきまして我々は情報を得ておりません。

○遠藤(和)委員 私お聞きしたところでは、大体名称がまだ決まつていないのですが、権利侵害に関する対応委員会などの名称が浮かんできると、それから、事務局というのを八名程度でつくりまして、これは、要するに放送事業者から人員を配置する、あるいは直接採用する人もいるようだけれども、理事会といたつたところがある。理事会があるもの、それから、放送事業者から四人出してくれば、これは、財源の確保とかそういう問題があるもの、財源については、一年間で大体一億六千万円から一億八千万円の財源を考へて、その分担保の割合は、NHKが三分の一、民放連が三分の二、この理事会が評議員というのを選出するのです。五人、評議員の方が委員を選出するのです。こういうふうになつておいて、実際にこの機構というものは法律で定められて、第三者機関ではないのですけれども、具体的に、財源は両者で分担をして、しかも、理事会は内輪の人が構成をして、その方がこの評議員を選出し、評議員が委員会のメンバーを選出するとなつて、これは完全な中立機関とは言いがたいのではないかなという心配をしてゐるのですが、どういう感

触を持っておりますか。

○楠田政府委員 さようの午前中にも、民放連、NHKからも若干御説明があつたというふうに承知しておりますが、一番大事なものは、この苦情処理機関は、裁定といふか、勧告等を出す委員会でございます。委員会を、例えば民放連とかNHKが直接その委員を選ぶということになりますと、これはやはりどうしてもそこ何らかの色が

つくといふか、可能性があるとすることは皆さん考へることあります。それを避けるために、それを選出する評議員をつくられるということでございます。そこで、一段クッションがある。その評議員を理事会等で選ぶ。何らかの形でそれがそれを選ばなきゃならぬわけですから、そのところ、できる限りそういう第三者性をつくらうという意思はあるかと思ひます。

あとは、これが本当にそういうふうな形で運営されるかということ、やはり見守つていくことが大事だと思ひます。その結果、委員会が十分独立性を持つて、はつきりした意見を言つて裁定なり勧告をしていけば、これはいい機関になるだろうというふうには思ひますが、そうでない場合は、また何らかの改善を加えなければならぬ。これはやはりうまく動いていただくことが大事だというふうに思ひます。

○遠藤(和)委員 今の、そうでない場合は何らかの改善という意味は、法律で第三者機関をつくるという意味ですか。

○楠田政府委員 そこまでは申し上げませんけれども、もともとこの第三者機関といふものを考へたときには、懇談会の中では、法律で定めるべきだといふ意見もございました。いや、自主的にやるべきだといふ意見もございました。そういう中で、民放連とNHKが自主的にやろうという中で、動き出したわけでありまして、それが自主的に動き出した第三者的に本当に機能を果たせば、それはそれで目的は達せられるというふうに考へてゐるわけでありまして、

○遠藤(和)委員 私は、法律で第三者機関をつくるということについては心配してゐます。基本的には、やはりみずから自己責任できちつとしたものをつくっていくべきだと思ひます。

もつと理想的な話すれば、放送事業者がお金を出してやるというのではなくて、民間の非営利法人ですね、そこに寄附金が集まつて、その寄附金を控除してあげる制度を別につくつて、そのN

GOがこうした機関になって議論をしていくというのが本当は理想だと私は思うんですね。そういう仕組みをやはり日本の国にもつくっていかねばいけないんじゃないかと思えますよ。ただ、今そういう仕組みになっていないのですから、放送事業者がみずからの責任でやりましょう、こういうことだと思いますね。

番組審議会との関係で聞きたいんですけれども、苦情処理機関と言ったらいのでしようか、この機関は、番組審議機関の一つとして考えているのか、全く別のものとして考えているのか。これによって法律の適用を受けるか受けないかという問題があるんですが、ここについてはどう整理されていますか。

○楠田政府委員 この番組審議機関と苦情処理機関は性格の違うものでございます。

番組審議機関は、現在の法制のもとでは、放送会社が自分の中に第三者の外部の方を入れて番組審議会をつくって、そこで番組の適正化、番組の向上のための審議をしていただくことでございまして。したがって、例えば、苦情があったとしても、苦情を言ったらそこを、苦情をやるのではなくて、苦情のあるような番組を通してその番組の向上を図ることが議題になろうかと思えます。

一方、この第三者的な苦情処理機関というのは、あくまでも苦情を処理して、人権侵害とか権利侵害を回復することを目的とするものでありまして、本来、苦情がありますと、その放送事業者と、文句とありますが、苦情を申し立てた人との間で解決を図られるのが常であります。解決されない場合、現在では裁判に行くしかないというときに、こういう機関をつくって中立的に解決していただくということがあります。これは明らかに苦情問題あるいは人権とか権利侵害の問題を扱う機関ということで、番組そのものによるそういう権利侵害を扱うということではあります。番組そのものではなくて、その中で番組のことは審議になるとありますが、権利侵害があくまで対象だとい

うふうに考えております。

○遠藤(和)委員 この点はわかりました。番組審議機関とは別に、本来は各放送事業者個々に苦情処理機関をつくって、そこで結論が出ない問題についてはこのNHKと民放連が一緒になった機関のところを持つていく、こういう二段階構えで処理をする、こういうふうな形になるということですね。わかりました。

報道と人権の問題について、午前中の質疑の中でも、私、報道の取材の方とかキャスターの報道姿勢とか、そういうことをいろいろ申し上げたんですけれども、日本は人権に対する感覚が少し弱いのではないかと。特に名誉毀損罪ですね。名譽毀損罪について、日本の刑法では最高刑が五十万円の罰金です。米国の場合は大体五十万ドルから百万ドルです。

ですから、これは郵政大臣に聞くんじゃないんですけれども、堀之内大臣に聞きたいんですが、ちよつと人権とか名誉毀損とかそういう問題に対して、私自身は、やはり民法、刑法を改正して、もつと厳罰主義にした方がいいんじゃないかなという認識をされているんですけれども、これについて何か所感がありましたら教えてください。

○堀之内内閣府大臣 私もただいまこの問題は専門ではありませんので、なかなか適当な答弁ができぬかと存じますが、人権の尊重というのは、もう民主社会の大原則であります。したがって、先生が御指摘のように、名誉毀損に対する考えが日本では軽く扱われているんじゃないかということになります。これは日本の民主社会の将来について大変憂慮すべき問題だ、こう考えるわけでありまして。

しかしまた、我が国の現状が、刑法や民法を改正して厳罰主義にすべきほど憂慮すべき状況なのかどうか、そのような厳罰主義が適当かということになります。これは社会においても少し幅広く御議論をいただくことが必要の問題ではなからうかと考えておるところであります。

○遠藤(和)委員 特に、報道関係者は人権の問題

に配慮をしなければいけないと思うんですね。

私、午前中の質疑でも、松本サリン事件の河野義行さんの著作の中から申し上げました。「マスコミは一人の人間に容易に灰色の色を塗ってしまふ。人に色を塗る。人の一生を左右してしまう恐ろしさを真剣に考えてほしい」ということを言っています。

いろいろ反省点はあると思うんですが、やはり慎重な上にも慎重に取り組んでいかなければいけない問題であると思うんですね。

それで、じゃ、河野さんのその発言について、郵政大臣の所感を言ってください。

○堀之内内閣府大臣 私も、松本サリン事件における河野さんのいろいろあつちこつちで訴えられておられる状況はお聞きをいたしておりましたが、その中身について詳しく私は存じ上げておりませんが、しかし、放送というものがいかに大きな社会的影響を与えるかということは、もう国民の皆さん御案内のとおりであります。

したがって、今後、放送による名誉毀損等の人権侵害があった場合には、本当に被害が大きいわけでありまして、非常に深刻であります。したがって、今回、放送事業者等が、特にこうして第三者機関を設置しながら自主的に人権問題等について検討をさせていただく、これはもう非常に大事なことであるし、それでまたもし解決がつかないということになれば、これはもう最終的には裁判というふうな意味では、今回の第三者機関の設置というのはいち歩前進だ、こういうふうに私どもは評価をいたしておるところであります。

○遠藤(和)委員 放送番組審議会の問題についてはこの程度にいたしまして、有料放送についてお伺いしたいんですが、今度の法改正で、要するにCS放送の有料放送の認可制を届け出制にするという改正をするわけですが、いろんな将来の姿が述べられているんですが、例えば、二〇〇〇年には恐らく三百番組ぐらいになるんじゃないか。これは衛星ばかりじゃなくて地上波も全部

入れての話でございますけれども、その多チャンネル化時代における有料放送の割合というものをどういうふうに考えているのか。

それから、有料チャンネルということになると、やはり一つの普通の家庭で有料放送の料金を払う程度というのはどの程度が妥当なのか。

それから、テレビばかりじゃなくて、これからインターネットもあるし、通信・放送に係るコスト負担の話がありますね。そうすると、多くのメディアが、たくさんあるんですけれども、それにアクセスできる人とできない人とが出てくるのではないかと心配があるんですね。ですから、有料放送を届け出制にするということは、ある意味では市場の原理に任せるという話になりますから、一般の家庭では、払える人はすべてのものにアクセスできますけれども、払えない人は、せっかくチャンスがありながらアクセスできない。

そうすると、これ、国民にとつて多チャンネル時代というのは幸せなことか不幸なことかという議論にもなるんですけれども、その辺の問題について、大体こういうことを描いているという構想があつたらぜひ示してください。

○楠田政府委員 これから多チャンネル化時代になった場合、どれぐらいが有料放送になってどれぐらいが無料放送になるかという想定は、正確な想定はなかなか難しいわけでございます。

現在起こっている状況を若干申し上げますと、例えば、今のCSデジタル多チャンネル放送のパッケージTVというのがございまして、これは六十八チャンネルございまして、そのうち有料チャンネルが五十八、無料チャンネルが十ということになっております。この割合でいきますと、かなり、八割ぐらいが有料チャンネルというふうになっておるわけでありまして。

これから特におえてまいりますのは、多チャンネル放送は大体有料専門放送ということが中心でありますから、確かに中心は、有料で、お金を払わなきゃ見られないということとは事実でありま

す。しかし、多チャンネル化しまして非常に競争が激しくなりますから、ただ三百年ネルあつたからといって三百年ネル皆さん見るわけではなくて、その中で自分の好きなものを選ぶという中で、料金がどの程度になるかということは一つの大きな課題であります。

それから、もちろん無料チャンネルもこの中に
あるということです。これまで続いております巨
大な地上放送、これはこのまま恐らくコマ―シヤ
ル放送として続くことは間違いない。たとえデジ
タル化にしても、この大きな広告放送市場とい
うのはなくないと思いますので、これはこのま
ま続くということでもありますから、両方相まって、
それからNHKもございますが、こういうことが
相まっていろんな選択ができるということ、確
かにお金を払わないと見られないものは出てきま
すが、その中でどのように選んでいくかというこ
とは、いろいろ、それは全部無料にすべきじゃな
いかという考えもありますが、それはなかなか不
可能でありまして、非常にふえていく中では、こ
れをできるだけ安く、しかもアクセスしやすいよ
うにすることであります。なお、技術的な
アクセスというのはほとんど、衛星放送でありま
すから、地域の格差というものはない、どこでも
アクセスできる、こういうこととございます。

それから、通信との関係もございまして、それぞれの家計というのはなかなかお金の限界がございまして、その問題はあろうかと思います。

ちよと数字だけ申し上げますと、現在放送関係でどのぐらいのお金を使っているかといえますと、これは平均でございしますが、平成七年度の通信利用動向調査によりますと、四千四百五十七円というふうな数字になっております。通信の方はどうかといいますと、これが六千六百二十九円となつておりまして、足しますと一万円ちよと超えるぐらいということになります。大体三・四％ぐらいであります。

ただ、これは移動通信が入っておりますんで、移動通信がかなりのお金でありまして、九千円以

上になります。ただ、これは二千万ぐらゐの世帯
であります。これがどんどん広がつていきま
す。全体は二万よりもかなり大きな額という
ものが情報通信に支払われているということ
であります。これまでに比べると、放送も含
めた情報通信というのはふえていくという
傾向がございます。

○遠藤(和委員) 現在の時点から若干の近未来を見たお話だったと思うんですね。二〇〇〇年だとか二〇一〇年とか、そういうマルチメディア時代に対して、放送も通信も、すべての情報メディアの、例えばコストダウンが図れるような競争政策をとっていくとか、規制緩和政策をとっていくとか、まあコストを役所が決めることはできませんけれども、コストダウンの誘導政策というのでしようか、これはとれると思うんですね。

だから、そういうふうなものを大胆に打ち出して、全体のコストをダウンして、できるだけたくさんの方がアクセスできるような社会にしますよ、このぐらいのことは大臣一言言ってもらわないと、国民は不安を持つていると思いますよ。だんだんだんだん有料放送ばかりふえて、それはありがたいことなんだけれども、本当にみんなが利用できるのかなという不安がありますよね。思い切つて例えば現在の二分の一とか三分の一とか、そういう目標数値といいますが、そういうものをコストダウンを図ります、それはこういうふうな政策誘導によつて図ります、こういうことを情報通信の担当大臣としてはやはり決意を述べるべきじゃないでしょうか。

○樺田政府委員　大臣の前にちよつと一言。
先ほど申し上げましたのは、近未来を今の数字で積み上げたらこうなるということでありまして、ちよつとコストダウンのことを言い忘れました。

もちろん、技術革新がありますと、衛星のコストもどんどん安くなる、あるいは競争があると、それぞれのものがどんどん下がってくる、あるいは電気通信の方も、携帯電話も恐らくもっと下が

るでしよ。電話も下がることは当然のことです。ありますから、その点をちよつと申し忘れましたが、ただ、その数字というのは今持つておりませんので、下がることは間違いないのですけれども、できる限りそれを推進していくことは申し上げておきたいと思ひます。

○堀之内國務大臣　ただいま局長が答弁申し上げましたとおりであります。私は、一つの例から考えてみますと、十二年前に、いわゆる通信の民営化を始めまして、それぞれたくさんの規制緩和をして、多数の事業者が参加をされました。先ほど私が申し上げましたように、十二、三年前は、遠距離通信七百円であつたわけですが、それがわずか十年間で六分の一まで下がつてきたわけであります。

恐らく、多チャンネルになりますと、有料放送が主力でありますから、これは私は、やはり業界の皆さん方の切磋琢磨によって、努力をしながら、お互いに料金の引き下げをし、そして視聴者の利便を図っていくだろう。行政の立場で三分の一にするとかいう、これはなかなかできる問題ではないと思っておりますし、またその当時になりましたも、NHKでやはり四チャンネルですが、そういうように、あるいはまた今の地上放送、こういうものもそのまま十分見られるわけでありまして、そういう有料チャンネルになりました場合には、それぞれ優秀な番組を選択するという方向でいけば、私は自然と料金も引き下げにつながっていくのじゃないか、こういうように思います。

○通商と委員 私は、行政マンとしての大臣の見解を求めたのじやなくて、政治家としての見解を求めたわけでございまして、やはり高度情報化社会、マルチメディア社会というものとの国民との観点ですね、それからいうと、やはりコストダウンを図る。それは私の感触では、今のまま推移していくにしてもコストダウンはできると思うのですよ、ずっとコストダウンの傾向が続いていますからね。しかし、もっと政治的に、いろいろな規制緩和を断行するか、あるいは競争政策を取り

入れるということによってそのコストダウンのスピードを速めることは可能だと思いますよ。だからそれを、二分の一か三分の一かわかりませんけれども、そのぐらいを目指して頑張ります、こういうことを言々と、これは私は政治家の発言になると思うのですが、いかがですか。

○堀之内國務大臣　今国会で、後でまた御審議賜る予定で今法案の準備をいたしておるところであります。先般のWTOで一応この通信衛星放送関係において大きな妥結を見ました。この件におきましては、日本が一番外資規制を今度緩めるわけであります。もうNTTとKDDの二〇％以外は全部外資の一〇〇％出資も認めるということをしていたしました。

したがって、私は、そういうことになりますと、内外のいろいろな業界、事業者が参加いただきまして、お互いによりよい番組、そしてよりよいコストダウンを図った放送の提供をいただける、そのことが自然と料金の引き下げにつながっていくのじゃないか。今後とも私も、積極的に規制緩和を進めていきたい。恐らく、この通信放送行政が、いわゆる電波に対する規制緩和が、我が国政府全体でも一番進んでおるのじゃないか、こういうように私もは自負をしておりますが、これからでもできる限りのそうした規制緩和を進めながら、努力をさせていただきたいと思ひます。

○通關(和)委員 規制緩和することは本当にいわばいいあると思うのですね。特に今回は、例えばC S放送のみ届け出制にしたわけですが、例えども、本来はやはり料金は全部届け出制でいいということとそろまでいくべきだと思いますね。特に、この標準約款は、契約約款というのを行政がつくって、それに合うもののもうみんなみなすというふうになつてゐるのですが、標準約款の中に料金が含まれてゐないのですよね。これは別の話で、きちつと認可制のものでそれから届け出制のものに分けてゐるわけですが、本来やはりC SもB Sも地上波も有料放送は全部届け出でいいよ、こういうふうにした方がいいのじゃないかと思うので

すが、どうでしょう。

○楠田政府委員 今回の改正は、デジタル放送の開始によりまして、CSが特に多数の有料放送事業が出るということで、この料金を認可制から事前届け出制にした。それから、約款につきましても標準約款制にして、それは届け出にするということをやったわけであります。

このほかに、有料放送といいますが、BS放送がございまして、BS放送で現在はWOWOWというものが、二百二十万人ぐらい加入者がありますが、一般的にこのBS放送というのを考えてみますと、これは既に一千万世帯が視聴可能であります。WOWOWは二百二十万ですが、一千万の煙がある。CSはゼロから始めるわけでありまして、そうしますと、少し考えますと、このころでやはりBSの方が非常に有利な立場にある、これが一つございまして。

それから、BSはまだ一社しかないわけでありまして、やはり、競争が中々出ない料金というものは届け出にできない、こういうことでBSにつきましてもそのままだとおるわけですが、いずれにしても、このBSもそのうち競争が出てくる、あるいはほかの放送でも競争が出てくるということになりますと、当然CSと同じようなことは考えられるわけでありまして、現状は以上のようなこととございまして。

○遠藤(和)委員 では、字幕番組について伺いたいのですが、今度の法律の改正によりまして、いわゆる先ほどもちよつと話がありました、民放で、要するに字幕番組のための許可がないから、実際に中央のキー局から字幕つきで流していてもそれを放送できないというのとは異なるわけですね。ですから、今は全国都道府県、二十八府県です。で、字幕番組ができていないわけですが、今度の法律改正をすることによって、要するに中心のキー局から全国に流すことは可能であるということになると、これは日本全国どの府県も全部民放の番組は字幕番組で見られるようになる、このように理解してよろしいですか。

○楠田政府委員 先生御指摘のとおり、これまで字幕をやる場合には文字多重放送の免許を取らなければならなかったわけでありまして、これが免許手続、免許手数料等で障害になっておりまして、これを取り除くことが第一だということで、今回の法改正によりまして、今テレビジョン免許を持つている人は字幕・解説放送についてはこの免許が必要でなくなるわけでありまして、少なくとも免許を取る手数料あるいはその費用は要らなくなるということとございまして。

ただ、字幕放送をするということになりますと、これはそれなりの機器というものが必要でございまして、それを備えつけますと、例えば中央のキー局から字幕がついて流れてきますと、これはもう自動的に字幕放送ができて、こういうことでありまして、ただ、今のままでできるかどうかとなりますと、そういうハード面の準備が必要になってくるということは申し上げておきたいと思っております。

○遠藤(和)委員 法律的にはできる、あとは設備投資をしていただく必要があればいいというだけで、全国あまねくできるようにする、こういう体制であるということですね。

それから、ちよつとこれと違うのですけれども、見えるラジオのことについて聞きたいのですが、今回の法律改正の中にも、超短波放送の文言の中に、「又はこれに伴う文字、図形その他の映像若しくは信号」ということが入って、要するにFM放送の文字多重放送ですが、これがFM放送の免許があればできるという形になると思うのですが、NHKの見えるラジオというのは今のところ全国で見えないのですよね。NHKのFMの話ですが、NHKは公共放送なんですから、やはり見えるラジオも全国展開をするべきではないか、こう思いますが、どういう認識をしておりますか。

○楠田政府委員 今NHKのFM多重がどの程度いっているか、ちよつと手元に数字がないので御説明できないので申しわけございませんが、この見えるラジオというのは東京の民間放送局から始

まりまして、NHKはその後逐次広がっているところとございまして、これにつきましましては、FMの多重免許を取って進めていくということと、逐次増加していくというふうな考えでおります。

○遠藤(和)委員 民放の場合は、これはそれぞれチャンネルが違いますが、見えるラジオはほぼ全国で見られるのです。ところが、NHKの方は、私が調べたところでは、東京と神奈川と埼玉と千葉しか見られません。あとの地域は見ることはできません。これはやはり公共放送としてはちよつとちよつとくはなっているのじゃないかな、こういう認識をされているのですが、どうですか。

○楠田政府委員 NHKのユニバーサルサービス義務というのがどこまでかかるかということにつきましては、若干意見があるかと思いますが、NHKが一部の、東京が見えるラジオをすれば、当然のことながら、やはり全国的に展開するのが必要であらうというふうに思っています。

ただ、これにつきましましては、やはりそれなりの手続と費用がかかるということと、一気にいってはいかないかなくて、現在逐次進めているのではないかとこのように考えております。

○遠藤(和)委員 私、NHKに確認したら、今の放送行政局長と同じ答弁が返ってきました。やはり設備投資にお金がかかるという話ですね。

でも、今度の法律の改正で、聴覚障害者に字幕番組を多くしろという話で、いろいろ放送事業者が努力義務をつけているわけですね。それをできるだけたくさん放送できるようにと言っているわけですね。FM放送は歴史がちよつと違うわけですが、私も実際にこの見えるラジオを見ておりまして、大変短いニュースなので、見ることは携帯できますし、聴覚障害者の方が、見ることもよってニュースにも早く接することができるといって、ニュースばかりではなくて、天気予報とかビジネストレンドとか、いろいろな情報が流れてきておりまして、大変聴覚障害者にとっては重宝なものではないのか、こう思いますので、聴覚障害者の皆さんのためには、ぜひこのFM放送の

文字多重放送もできるだけ全国展開をしていくべきだという努力義務をつけるべきではないのかな、私はこう思っておりますが、どうでしょう。

○楠田政府委員 このFMラジオ、NHKと民間放送と若干違ふと思えますが、NHKの場合、これを文字多重で現在一部やっておるわけですから、これは努力義務を別につけなくても、当然のことながら努力すると思えます。

一方、民間のFMラジオの努力義務であります。が、今回の法改正での努力義務というのは、その一方で、補完的なものについてはこれまでの免許で文字多重ができる、こういうことになったわけですね。そうしますと、この文字多重を考えた場合、テレビですと、これは画面を見ておりまして、耳の不自由な方が文字を見ると非常に便利になるということの意味があるわけですが、このFM放送はもとも音の放送でありますから、テレビと若干違った性格でありますから、音に対して文字が出て、音が聞こえないと文字の意味がわからないわけですね。そういう意味で、補完という意味は我々余り想定していなかったわけですね。絵については補完はあるけれども、音に対して補完はない。

ただ、一方、文字多重放送として、ニュースであるとか、私も重宝しておりますが、非常に便利なのです。それは、非常に聴覚障害者にとって役立つものであります。しかしながら、だからといってこれを、FM放送の民間放送事業者が努力義務を課するということは、若干今回の法改正の趣旨と違うところがあるかと思えます。

ただ、そういう非常に便利なものでありますから、民間のFM事業者もかなりの速度でこの文字多重というのを進めております。現在、もう百万台以上受信機が売れたというふう聞いております。非常にヒットでございまして、いずれば全国的に広まっていこうというふうな思っておりますわけでありまして。

○遠藤(和)委員 今の説明、大変よくわかるのですが、ただ、確かに重宝なものですね。です

ね。そうすると、要するに、消費者の側からみると、今アナログの受信機なんですけれども、確かにチューナーをつければそれはデジタル放送も見れる、あるいはサイマル放送もあるということなんです。日本人の消費傾向として、やはり新しいものが来ると新しいものを買うというところが

あると思うのです。ですから、アダプターを買わないで完全に新しいものに切りかえてしまつて、アナログの受信機はもう捨ててしまひましようということも考えられるわけですね。そうするとこれは、大きな問題が起きますね。今の受信機が、全部とは言わないけれども、アダプターを使う人もあるかも知れませんが、もう新しいものができたのだから新しいものにしましようというふうになつてしまへば、使えるアナログテレビもごみになる。こういうふうな話になつてくると、そのごみはそれではだれが処理するのでしよう、地方自治体が処理をするのでしようか、あるいは製造業者に処理を義務づけるのでしようか、あるいはそれは一般廃棄物の場合はこうで、産業廃棄物がこうでという議論になるわけでごさいます。この問題について、例えば厚生省とか環境庁とか通産省と勉強会のようなものをおつくりになる考えはありませんか。○楠田政府委員 アナログがデジタルになれば大きなテレビのものが出るのはないかという御指摘であります。例えばアナログの受信機を買つたとします。二〇〇〇年にデジタル化になりました。でも、デジタルになつて約十年から十五年間というものは必ずサイマル放送が行われるわけでありまうから、そうすると、そのアナログ受信機は十年以上使えるわけでありまう。大体寿命まで使えるということでありまうから、基本的にはそれを使へる。

ただ、新しく出たデジタル放送でサイマル以外のプラスアルファがあつた場合、このプラスアルファを見ると、やはりデジタル受信機を買つか、アダプターをつけるか、こういうことになるわけでありまう。そのときにアダプターをつけた方は、デジタルも見れるアナログも十年以上見る、そして期限が来たら捨てる、こういうことは今までと同じことでありまう。それでは新しくデジタルを買つた人はアナログは捨てるのじゃないかという御指摘だと思ひますが、はつきり言ひまして、そこまで本当に捨てるのかどうか、そんなにデジタルになつた途端にアナログを捨てるかという、それはちよつと考えられないのではないかと。そういう人も確かにいると思ひますが、やはり二台あつてもいいわけですから両方持つて、ただ、アナログの受信機が寿命が来れば、それはデジタルにかへればアナログの受信機は捨てるというふうに思ひます。

したがひまして、正直申し上げまうと、まだ通産省、環境庁と事務レベルでこういう問題について勉強会をやるといふことは想定しておりませんでしたが、具体的なことになれば、場合によつては考えなまうというところになれば、場合によつては考えなまう。○遠藤(和)委員 實際にそういう勉強会を開始したとすると、逆に言うと、今度は消費者はびつくりしますよ。政治的な意味合いはありまう。それから、技術の革新といふものと国民生活といふものは、非常に難しいのですよ。どんどんどんどん革新されることはいふことなんですけれども、やはり痛みを伴うところも出てくる。やはりチューナーを買わなまうし、あるいはあるいはチューナーじゃなくとも新しいのになまうといふと、今度はごみの問題が出てくるという話になるわけでしょう。そうすると、技術革新といふのは、古いものから新しいものへという時代変革に至るわけですから、その国民の痛みといふものを最小限にとどめる努力といふのは、やはり政治の責任であり、行政の責任だと思ひます。そういうことをやつかいかなまういけなわけです。すなわち、ですから、例えばその間サイマル放送をするとか、アダプターを低廉な価格で入手できるようにするとか、いろいろの方法はあると思ひまう。ごみが出てきてまうそんなに大騒ぎしないでちゃんと処理できる、危機管理と言へるかどうかわからなまうですが、そういうふうなことも考へて、全方向でいろいろ考へて、全方位的な用意といふか心構えといふか、そういうものはやはりとつかいかなければいけな問題

じやないかな、こう思ひますが、これは行政の話であるとともに政治の問題だと思ひまう。で、大臣に聞きたいのですけれども、技術革新の時代と国民の痛みといふ問題について、政治家としてどういふ判断をされていまうか。

○堀之内内務大臣 先生、先ほども御指摘いだいておりまうように、今この放送、情報通信の技術革新といふものは、もう本当に、日進月歩といふよりは、大変な革命を行つておるのがこの業界だと思ひます。

ちよつと三年前に、私どもの郵政省で、放送行政局長がハイビジョンをデジタル化すると言つたら大問題になつて、そのためにやめたわけじやありませんでした。ところが、今度は業界が反対をされました。ところが、今回私も、いよいよ二〇〇〇年に向けてデジタル化にあらゆるものを進めまう、こういうことでやりました。特に放送関係はデジタル化を二〇〇〇年を目標に進めまうと申し上げても、何ら、大きな反応といふか反対といふか、そういうものはなかつた。もう当然な姿だ、こういうふうなことで、それぞれ、メーカーもあるいは放送業界も受けとめていただいておる。

それぐらいこの技術革新が急速に進んでいくわけでありまう。これは世界の流れでありまう。で、我々もそれに立ちおくれしないようにこれからは積極的に進めてまいりたい、こういうふうな思つておるわけでありまう。

今後とも、デジタル放送の導入に当たつては、先ほどから御指摘いだいておりまうように、アナログ放送の視聴者に混乱をもちたさないように、そしてまた、視聴者の保護といふものが極めて大事である、重要であると認識をしております。ただいまも先生から御指摘ありましたが、サイマル放送の実施や低廉なアダプター、これはもう何といつても、大量に生産をいただき、あるいはまたこの研究開発も積極的に進めていけば、思ひ切つた価格提供ができるもの、こういうふうな思つております。

今後とも、郵政省としては、そういう面で技術革新におくれなまうようにすると同時に、また国民に、視聴者に大きな負担にならないような方向で努力してまいりたいと思ひます。

○遠藤(和)委員 放送大学学園の話ですが、この放送は今地上波でやつていゝんですが、BSでやるのかCSでやるのかまだはつきりしてないですね。これは放送大学が決めることなんではないけれども、どちらかに決めればどちらにでも対応できる、こういうふうなスタンスですか、郵政省は。

○楠田政府委員 放送大学学園の放送でありますけれども、昭和六十年から関東地方を対象にやつておりまして、全国の地上波はまだ使えてないわけでありまう。関東は電波でやつております。したがひまして、放送大学としては、何としても全国的にやりたい。これは、もう衛星放送が一番適切なわけでありまう。BS放送については、この点については、なかなか、電波の波の関係もありまして、決まつておらなかつたわけでありまう。一方で、CS放送は、先にデジタル化でマルチチャンネルが出たといふことで、放送大学としては、CSでとにかくやるというところは一応方向を決めたわけでありまう。その関係の法律改正も現在お願ひしているように聞いております。

一方で、BSであります。BSも今度デジタルになるということにしまして、ハイデフニションを中心にするわけですが、放送大学がもしお使いになるというのであれば、全然できないわけではない、BSでやる可能性もあるといふことで報告書をいただいております。

したがひまして、これは放送大学が、やはりCSもBSも地上でもやるというなら、放送大学といふのは一体どういふ放送で、どう教育するかといふ全体像をやはりおつくりにならないと、これはお金もかかる、予算もかかることでありますから、そういう意味で、関係者がこの点についてどういふふうな方向を出されるか、合意をされるかといふことを、郵政省としてはその結論を待つて

おるという意味で、ある意味では全方位でお待ちして、こういうことでございます。

○遠藤(和)委員 今NHKの研究所で、ハイビジョンの受信機を活用しまして、それをマルチメディアの端末にするという研究が進んでいます。私も見てまいりましたが、この端末にあらわれるのは、放送の分野のものもあるし、通信の分野のものもあります。例えば、ビデオ・オン・デマンドとかあるのはインターネットとか、そういうものが全部一つの画面の中に、放送の分野のものもあれば通信の分野のものもあります。コンピュータの画面とテレビの画面が一緒になったような画面ですね。こういうふうなものから恐らく各戸に普及していくんじゃないかなと思うんです。

その場合、放送と通信とが限りなく融合していつて、垣根が低くなって、最後になくなるという話になるんじゃないかなと思うんですが、今の法律の体系では、例えばNHKは通信の分野の仕事はできないですね。研究はしているけれども、それを実際に全部NHKがやるということはできないと思うんですね。あるいは、そうすると法律の体系も変えていかないとけないことだし、郵政省の内部部局もそれに対応して変えなければいけないという問題が出てくるんじゃないかなと思うんです。

通信と放送の融合の時代はもう現実には来ているという認識でいいんじゃないかなと思うんですが、そういうふうな、時代を先取りする形で法律の改正とかあるのは郵政省の内部部局の再編成とか、そういうものは考えていますか。

○楠田政府委員 先生御指摘のように、近い将来、家庭にあるいわゆるテレビの画面が、テレビの画面であると同時にコンピュータの画面にもなるということば、例えば、アメリカで現在コンピュータ業界とテレビ業界がその規格基準をめぐる非常に争っているというか、競合してきているというの、家にある画面というものをどちらがとるかというところは、これは融合してきている、こ

ういうことでありますから、デジタル化になりますと、必ずこういうことが起こっているのは現実でございます。これが通信と放送の融合と俗に言っているわけでありまして、これはますます強くなってくると思います。

じゃ、この中で、法体系のあり方についてはどうするかということでありまして、これは郵政省の中でも、通信と放送の融合に関する懇談会というところで、各界から幅広く御意見も聞いております。

ただ、法律をどうするかということは、これはアメリカでもなかなか苦しいでいるわけですが、アメリカは一体と言っております。通信法と一体の中に放送も通信も一緒に入っている。ただチャプターが違っただけでありまして、別に融合しているとも言えない面もあるわけですね。日本は別々になっているとしまして、まだ放送の概念と通信という概念が分かれておりまして、その真ん中のようなものが出来たところをどう法制化するかなんてことは、これは必要性はわかるんですが、具体的にどうするかというところはなかなか整理が難しいという状況であります。

なお、これはいろいろな実態が出てきた中でどう扱うかという個別の対応の中で考えることもやはり必要かと思えます。そういう中で非常に重要な課題として考えておることでもあります。それともう一つは、融合といっても、今度は事業者の融合というのがございまして、今、例えばNTTと通信の、これまで電気通信に限られて、放送とかそういうのはできない、こういう世界であります。NHKはNHK用の法律によって放送しかできない。これはそれぞれの個別の法律によつてあります。それから、ほかの事業者については、ほとんど自由化で両方ともできる。こういうふうな事業者の融合というものは、法律より先に出てくる可能性がございまして、

これは、そういう意味では、事業者の融合、それから概念上の、通信と放送という概念の融合、こういうような論点があるかと思うんですが、それは非常に重要な課題として認識しているというところだけは申し上げたいと思えます。

○遠藤(和)委員 内部部局の話しは、郵政省の内閣事務局長、ただいま放送局長が詳しく答弁申し上げましたが、全くそのとおりでありまして、私ももうこうした技術革新におけるおれをとりなすように、それぞれ審議会あるいは懇談会の御答申をいただいた上で、今後十分対処してまいりたい、こういうふうに考えておるところであります。

○遠藤(和)委員 いや、大臣には郵政省の役所の中の機構をどうするかという話を聞いたので、これは審議会の意見を聞くまでもなく、みずから決めればよい話ですね。

行革ということが言われているわけですが、私は行革という観点ではなくて、時代を先取りするという観点でやはり考えなければいけないと思うんです。それが行革を先取りすることになるのではないかなと思うんですが、

今の行革というのは、要するに何となくリストアップしよう、ただそういう話の発想が強いと思うんですが、そういう意味ではなくて、通信と放送の融合の時代を先取りして、郵政省の内部ではこういう構想を考えています、こういうことをやはり大臣の発言としてぜひ聞きたい。

○堀之内内閣事務局長 再度の先生のお尋ねであります。今の役所の機構を今からどのようにしたいのかということ、やはりこの審議会や懇談会の御答申をいただいた上で、そしてこの新しい技術革新の時代に即応した体制を構築していくことが大事であります。今の時点で、政治家としてでもですが、なかなかこのような役所の機構がよろしいと言わなければならないか、こういうふうなふうに思っております。

○遠藤(和)委員 時間が参りましたが、楠田さんについて聞きますが、放送事業者と通信事業者が、それぞれ放送の分野を超えて通信を行う、あるいは通信の分野を超えて放送を行うということば考えられるわけですね。例えばNHKが通信の分野も行う、その場合は法律の改正が必要ですね。

今度NTT法の関連で出てくるNTTの長距離会社、これは法律が通れば純粋民間会社です。ですから、法律の改正をしなくても純粋民間会社は自由に仕事ができるわけですから、それは通信だけでなくて放送もやりたいということであれば、放送をしたというのを郵政省に言ってくるでしよう。その場合は許可が必要です。

○楠田政府委員 具体的に長距離NTTからそういうような考えがあるとは聞いてはおりませんが、長距離NTTは純粋な民間会社ではございませんが、その株式のすべてを特殊法人である持ち株NTTが保有しているという面がございまして、それで、法律上考えてみましても、放送で、例えばNHKは、これは通信に行つていいかということになります、これはやはりNHKに関する考え方の法律がありますから、いろいろ問題があると思います。

普通、通信会社が放送をやるということは、今自由化でありますから全然問題ないわけですが、NTTにつきましては、これはやはりドミナントなキャリアでありますから、例えばこれがケーブルテレビに出るということを考えますと、ほぼ一〇〇%、九十数%自分がハードのラインを持つておる、光ファイバーを持つておりまして、これにソフトの放送をやるということになります。これはやはり本当にそれでいいのかどうか、どのようにするかというのはいまだ検討すべき事項であります。そういう意味で長距離は地域キャリアとは違いますが、株の面でそのこのまだ一体性があるということでもありますから、なお検討すべき事項はたくさんあると思えます。

○遠藤(和)委員 この問題は、NTT関連法の審議の中でお聞きしたいと思えます。ありがとうございます。

○木村委員長 北村哲男君。

○北村(哲)委員 民主党の北村でございます。私は、まず、今回の放送法の改正において活性化のための措置を講じられる放送番組審議機関とNHKあるいは民放連が設立しようとしている苦

情対応機関との関係、特に役割分担についてお伺いしたいわけですが、これにつきましては午前中の参考人にもかなり聞きましたし、また前の速藤先生の御質問にもありまして、そこでもかなり明確になってまいりました。

私は、ここで確かめていきたいのは、その明確になったというのは、私が午前中指摘しましたように、ジャーナリスト議員連盟の方々が、例えば苦情や権利侵害に対しては放送事業者が番組審議会の機能を強化するなど自主的かつ現実的な解決を図る体制を整備すべきであるというふうに言われたり、あるいは番組審議委員であられる先生が同じようなことを言われたりして、番組と苦情処理ないし第三者機関を混同しておられるのではないかと指摘をしました。それについては郵政省もNHKも、あるいは民放連も明確に違ふというふうに言われておるといことははっきりしました。そこで浮き彫りになってきたのは、確かに番組は、番組をよくするために諮問に応じて意見を出すというところが番組でありました。そして、今つくろうとしている第三者機関というのは、これは主として人権侵害、特に先ほどの速藤先生のお話ですと、権利侵害に対する何とか機関というふうな名前まで既に上がっているというところで、ネーミングも明確にされておる。私もそれを主張しておるわけですが、それではっきりします。

そうすると、浮き彫りになっているのは、これは肝心の年間五百六十万とかいいたしかね、何百万という苦情に対する対応機関というのが一体どこにあるのだらうかということが不透明な感じがするのです。これが、今までは各所でどなたかが受けて、その中で処理をしておられる。それが全然見えない。番組かという番組ではない。第三者機関であるかという、それはもう権利侵害に限られる。そうすると、さまざまな例えば番組に対するものではなくて、さる記者がひいことをしたとか、あるいはこうしているとか、あるいはやらせをしたとかという苦情もいっぱいある

と思うのですけれども、それが当事者と局との間で、人の見えないところで処理されておるような感じがするのです。

そうすると、局の自律性を保つには、その苦情処理機関が、体制的に、世の中に対して、私たちがこういうふうな自律的に処理しますという形で見えるようにして、そして、あなたの苦情を私どもが処理して、公正に判断して、自分たちの悪いところは悪いところで引き締めますということがわかるようなものにならなくてはいい。ですから、前にも私が言ったように、例えば会社においても社内あるいは債権者に対して苦情処理機関というのを設けて、労働協議会において対応しているところがあります。あるいは弁護士会においては綱紀委員会とかそういうもので、さる弁護士が悪いことをしたから何とか助けてくれというものは、司法機関に行く前に、自律的な団体として受けてそれを処理して、その人にきちっと説明する機関がある。だからこそ自律が保たれていくということがあると思うのです。そういう意味で、その役割分担はわかりました。

そうすると、肝心の多くの苦情処理についてどのようにやらなければならないか、どういうふうな処理すればその自律性が保たれていくんだらうかという観点から、役割分担とその問題について御意見を伺いたいと思います。

〔委員長退席、古屋委員長代理着席〕

○楠田政府委員 先生、非常に厳しい点をお突きになっておるわけでありまして、放送法の趣旨から申しますと、放送法は放送事業者というものの番組編集の自由というのを認めまして、むしろ外部からの介入、権力からの介入を排除するような法制になっている。だから放送事業者というのは、報道というものは本来正しくあるべきものであって、という前提に立ってできておるわけですから、法的にはそういうふうな問題を起こすということから、実際にはいろいろ問題を起こすということから放送番組審議会にいろいろな意見を言っても

らって正すという方式をとっておる。

そして、それではなかなか解決できないので、いろいろな苦情があるわけでありまして、皆非常にフラストレーションを持っている。ちゃんとも聞いてくれない。ただ、自分に関連することと関連した問題であれば、これは訂正放送制度として要求する法制度がありますが、そうでないことになりまして、事実上回復されない。かつ、非常に大きな問題であると泣き寝入りになる。裁判まで行かない、それをどうするかというので、今度は苦情処理ということと第三者的なものをつくろうということになったわけでありまして、

そうしますと、一般に放送に対するクレーム、この番組はおかしいとか、そういう問題は、今のところ放送の視聴者センターに対する御意見しかなければならぬわけでありまして、それを放送会社がいかに真摯に対応するかということになります。

したがって、そういう問題を少しでもすく上げようということで、番組審議会に、どういふ番組に苦情があったかということ番組を通じて審議してもらおうという、今回の番組審議会の会議で少しもそういうことを議論していただくということを考えたわけでありまして、それ以外のところでは何か第三者的に、番組についていろいろクレームを言うところをつくるべきじゃないかという意見は、実は懇談会でもそういう話がありまして、それは結局、視聴者の団体、アメリカなんかには随分たくさん団体があつて、そういう放送とかマスコミ機関にどんな意見をぶつけていくという仕組みがなければだめだという議論であります。これは行政としてどういふことといたしましてはなかなか難しい問題でございます。そういう議論があつて、そういうものが育つていくという意見が行けば、そういう問題も視聴者の意見として聞けるようになるんじゃないかというふうには思っておるわけでございます。

○北村(哲)委員 だんだんよくなっていくだろうとは思いますが、それだけの苦情が寄せられているにもかかわらず、どうもやみからやみというふうな感じを世間では受ける人ではないかという疑問があります。私は、今、ちょうど中間で不透明だと申し上げた苦情処理機関を、それぞれの局内あるいはどこかで、人権侵害に対する第三者機関とは別に、中で整備されることをさらに望みたいと思っております。

それで、次に、多チャンネル懇の中に、複数の放送事業者による番組審議機関の共同設置ということが指摘されております。それは、番組は、放送区域が重複する場合は複数の放送事業者による共同設置が可能であり、衛星デジタル多チャンネル放送は小規模の放送事業者も多いところから、番組を共同で設置することも考えられる、と言っておりますけれども、今回の、番組審議会のいわば活動の範囲を広げるということ、この共同設置というところについてはどういふ方向に動いているのかについて御説明をお願いしたいと思います。

○楠田政府委員 放送法におきましては、放送事業者の規模の大小にかかわらず、放送番組審議機関の設置は義務づけられております。一方、放送区域が三分の二以上重なるような場合につきましては、この放送番組審議機関の運営に伴う負担といたしまして、これを軽減することができるようになっているところで、番組審議機関を共同設置ができるというふうにしております。

ただ、実際は、番組審議機関の共同設置というものは余り例がございせんでした。ほとんどの放送事業者は、みずから番組審議機関をつくるというふうなこれまでの実情でございます。しかしながら、先生御指摘のように、多チャンネルが進んでまいりまして、一つの衛星から何チャンネルも放送がおりてくる。これは衛星放送ですから、同じエリアをカバーしておりますから重なるわけでありまして、そういうふうなCSの小さな放送の場合、こういう趣旨からいまして共同設置というものが出てくるんじゃないかと

いうふうな考えております。
共同設置はまだそうたくさんないわけでありまして、すけれども、メリットがあると思いますと、こういう経費負担の面とともに、若干、客観性といいますが、こういうものもあるんじゃないか。法律等には書いていませんけれども、何社かが集まって共同設置すれば、それはある意味では第三者性というものが高まるんじゃないかという意見もございます。

いずれにしても、多チャンネル化の中で、非常にチャンネルがふえる中で共同設置というのは進んでいくんじゃないかというふうに考えております。

○北村(哲)委員 ただいまの点はわかりました。次に、これは郵政省にお伺いして果たして適当かどうかはわかりませんが、常々考えていることについて、もしお答えになればという限度で結構でございます。

CMの問題でございますけれども、民放がCM放映によって成り立っていることは十分承知をしておるのですけれども、このCMも放送の一部であると思えますけれども、これが番組審議機関の対象になつていられるかどうか、そしてそのCMについての放送時間とか内容に関する基準は一体あるんだらうか。

それは、例えば新聞においては、四〇%以上広告が入ればもう新聞と認めない、第三種郵便なんかの対象にならないというふうな基準が一つあるというふうに聞いております。

そうすると、例えば、私が時間をはかってみたと、非常にファンの多いと言われる「世界の車窓から」という番組があります。これは、番組欄によると午後九時五十四分から十時までの六分というふうになっておりますが、CMが非常に多くありまして、実際は五十四分十秒から五十六分四十秒までのたったの二分三十秒しかありません。しかも、その間にさらに十秒も入っているから二分二十秒。じゃ、私たちが新聞を見て六分あるなどと思っても、実際は二分二十秒、半分以上だ

というふうな割合でしかやっていない。それがだんだん多くなつてきて非常に煩わしい。煩わしいという言い方は大変申しわけないんですけれども、そういうことについてはもちろん直接郵政省の関与することじゃないかもしれないが、しかし総合的な監督官庁として、そういうふうなことについてはどのようにお考え、見解をお持ちなのかお聞きしたいと思います。

〔古屋委員代理出席、委員長着席〕

○楠田政府委員 若干法律くさい話になります。放送法第二条で「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいう。というふうな規定がありまして、そういう意味ではコマースシャルも放送番組の一部だというふうになります。したがって、放送番組審議機関の議論の対象になります。実際、番組審議会ではコマースシャルのことが話題になった例はございます。ただ、これはコンクールで非常に優秀な賞をとったコマースシャルを話題にしたという例でありますけれども、そういうこともあるということを示し上げておきたいと思ひます。

それで、コマースシャルに対する何か基準はあるのかということですが、これは、民間放送連盟におきまして非常に細かく基準は決めております。放送基準というのがございます。その中で、放送時間、例えば一週間のコマースシャルの総量は、総放送時間の一八%以内とするというふうなことを決めております。あるいは内容につきましても、「事実を誇張して、視聴者に過大評価させるものは取り扱わない。」とか、あるいは「児童の射幸心や購買欲を過度にそそらないようにする。」というふうなこと、あるいは医療、不動産、金融等の、業種によりましては細かいコマースシャルの入れ方を決めております。また、スポットというふうなコマースシャルがありまして、余りスポットがありますと番組が非常に見づらくなるわけ、これにつきましても、何秒の間に何本とかそういうようなことを放送基準の中で非常に細かく決めております。

○北村(哲)委員 わかりましたが、今度はコマースシャルの内容で、例えば、先ほどの御説明ではコマースシャルの話をされましたけれども、悪いコマースシャルというのはしばしばあつて問題になると思ひます。私つくる人、僕食べる人なんではないの、セクハラだからやめたという話がありまして、たけれども、例えばお酒とかたばこについてのCMが若干変わつてきている。がんがんに飲んでゴクゴク音を立てるのはどうもよくないらしい、あるいはたばこについてはおいしそうにすばつと吸っている場面はよくなくて、ただたばこだけを出せばいいというふうな形で、どんどん進んでいるような感じもあるんですけれども、そういうコマースシャルの傾向。

それからもう一つは、我が国では公営のギャンブルが行われておりまして、代表的なものとして競馬とか競輪、競艇またオートレースなんかがありますけれども、これらのCMには二種類あつて、一つは、何月何日、どこでやるという告知番組と、ほかは、映像技術を使つてグレートアップしたおなじみのもので、有名なタレントを起用しているものもある。

後者に共通しているものは、その競技ないしシステムを、限りなく美化して偶像化している点であります。それはそれとしても、これは青少年に対する影響というのを、これはテレビの場合ですからすべての視聴者を対象にします。そうすると、ギャンブルを助長しているような感じもしないでもないんです。例えば通常のギャンブル場には、学生とかあるいは生徒、未成年が購入したり、あるいは譲り受けてはならないという旨の警告とかそういうものがいろいろあるんですけれども、テレビについては全くそういうものがありません。その点についてはいかがお考えでしょうか。

○楠田政府委員 まず、たばこ酒のコマースシャルから申し上げますが、たばこ、酒のコマースシャルにつきましても、民放連の先ほどの基準におきまして、「未成年者の喫煙、飲酒を肯定するような取り扱いはいししない。」というふうに定めており

ます。
実際上は、たばこの方を申し上げますと、スポーツである日本たばこ協会でも、これは自主的にテレビ広告を行わない時間帯というのを決めておりまして、午前五時から午後十時五十分までの時間帯は行わない。それから、行う場合も、テレビコマースシャルの最後に、未成年者の喫煙禁止や吸い過ぎに関する注意の文言を下に載せるといふようなことを実行しております。

これはスポーツの方であります。これらの関係も、平成元年は午前五時から午後八時五十分だったのですが、だんだんこれを長くしてきておりまして、かつ平成七年十月以降、土曜、日曜については終日たばこの広告を行わないというふうなことも決めておるようでございます。

一方、競馬、競輪等の各種ギャンブルでございますが、これは直接に決めたものではないと思ひます。あえて、間接的といひますが、こういう問題は、子供たちの射幸心をあおらないようにという意味では、「児童および青少年の人格形成に貢献し、良い習慣、責任感、正しい勇気などの精神を尊重させるように配慮する。」ということを採用してこういうことを考えるかどうかということでありまして、そういう面については、放送事業者あるいはスポンサー等に十分配慮を求めたいと思ひますが、これは、行政は実はこういうところはまだいつておりませんで、自主的にやられておるといふ実情でございます。

なお、ちよつと蛇足になりますが、競馬につきましても、競馬のチャンネルも実はありまして、ギャンブルもありませんけれども、競馬というのはある意味では非常に健全なスポーツだ、競輪も競艇もいろいろありますが、そういう見解もありません。広告とそれから番組という面がありますが、番組では、これらの放送番組というものは、特に専門放送として今出てきておりますので、それはそれとして認めていつていっていることでございます。

○北村(哲)委員 今の点は、どうもありがとうこ

ございました、結構でございます。

あと残りの時間で、今まで余り質問のなかったCATVの話についてお伺いしたいと思うので

す。

今回、法律改正を行う有線テレビジョン放送は、多チャンネルメディアとしても重要と考えるわけですが、その普及はアメリカに比べて非常に遅れているのですが、そのあたりについて、どうなっているのだろうか。特に、CATV、一般のもの

と最近の都市型CATV、例えばジュビターテレコムあるいはタイタス・コミュニケーションズなどが新しくできているように聞きますが、その

違いと、普及状況あるいは欧米との関係。米はわ

かりました。イギリス、ヨーロッパなどの関係

について、少しく御説明をお願いしたいと思います。

○楠田政府委員 ケーブルテレビの普及状況は、

米国では、平成八年七月末現在の加入世帯数が六

千四百万という大きな数になっております。対テ

レビ視聴世帯加入率というのは六六・一％でござ

います。これに對しまして日本では、難視聴解消

のみを目的とするようなケーブルテレビを除きま

して、いわゆる自主放送ということをやると比較

的なケーブルテレビの加入世帯が、平成八年九

月末現在で四百三万世帯でございまして、対全国

というふうに考えております。

CSとケーブルテレビは競争と共存という面が

ありまして、相まって伸びる可能性はある。それ

から、電気通信の業務もこれからやることになり

ますので、そういう意味では、発展性があるとい

うふうに申し上げたいと思います。

○北村(哲)委員 続いて、CATVの関係なので

すが、ケーブルテレビについては、将来のマルチ

メディア化に備えて光ファイバー化を進めておる

ということですが、その光ファイバー化については

どうなっているか、現状と今後の問題。さらに、

デジタル化も重要な課題であると考えております

が、その双方についてはどのようになっているの

かについてお伺いしたいと存じます。

○楠田政府委員 まず、ケーブルテレビジョンの

伝送の光ファイバー化の問題であります。事業

者に対しては実態調査をいたしまして、推計し

ますと、現在、ケーブルテレビ全体の三％程度が

光化されております。これは、平成八年四月に二

百二十八社に質問しまして回答を得たものでござ

います。

その中で、近年、新設のシステム、新設のケー

ブルテレビを中心に、幹線に光ファイバーを用い

まして、分配系、各家庭に行くところに同軸ケー

ブルを用いるという、光・同軸ハイブリッドと

言っておりますが、ハイブリッド方式のシステム

が非常にふえているという状況でございまして、

平成八年度に許可したケーブルテレビのうち、三

十一施設がこのハイブリッド方式であったという

ふうに聞いております。非常にこれがふえてい

るといふことであります。

それから、デジタル化でございしますが、デジタ

ル化につきましては、昨年の十二月にまず技術基

準を決めました。したがって、技術基準に沿

いまして、基本的な行政の役割は終わっております

けであります。これを今度、設備でどうするか

というところで、ケーブルテレビの団体であります

技術協会がこの設備に関する民間レベルの標準

化、規格化が行われているところでございます。

これが終わりますと、実際にデジタル化してい

く業者といいますが、これが出てくるということ

でありまして、現在のところ、九年末までに三つ

ぐらいデジタル化するのではないかとというふうに

言われておられます。東京の東京ケーブルネット

ワーク、それから杉並ケーブルテレビ、それから

甲府にあります日本ネットワークサービス、こう

いうところがデジタル化の計画を持っておりま

す。これは、全部デジタルにするというのではな

くて、空きチャンネルがございまして、それをデ

ジタル化して、例えば四チャンネルまだ使ってい

ないのがありますと、これをデジタルにしまして、

数倍のチャンネルにして使うという形でふやして

いく、こういうような形で徐々にふえていくとい

う予定でございします。

○北村(哲)委員 さらに、先ほども多少お触れに

なりましたが、有線テレビ、すなわちケーブルテ

レビが電気通信事業をあわせ行うところもあるや

に、お話しになったようですけれども、現実にと

CATVが電気通信事業をあわせて行っているこ

と

ころが実際にあるのでしょうか。そして、どうい

うことを、その内容を簡単に触れていただきた

いと思ひます。

○楠田政府委員 いわゆる第一種電気通信事業の

許可を取得したケーブルテレビ事業者は、昭和六

十一年の長野県諏訪市のエルシーブイ株式会社を

初めに、平成七年度には五事業者、平成八年度に

は十二事業者と、急速に増加をしております。現

在、二十一事業者が第一種電気通信事業者の許可

をとつておるということでもあります。

どういう業務をやっているのかと申し上げます

と、専用サービスが七事業者、それからデジタル

データ伝送サービスが十四事業者、この十四のう

ちの九事業者はいわゆるデジタルの伝送サービス

のインターネット接続、それから電話をやってい

るのは二事業者、こういうふうなものでございま

す。具体的なイメージでいいますと、水道の検針

とかホームセキュリティというようなこと、専

用サービスでやるということでもあります。

○北村(哲)委員 多少まだ時間があるのですけれ

ども、ほは私の用意しておいたものは終わります

ので、最後に大臣にお伺いしたいのですが、有線

テレビジョン放送の高度化ということについて、

今後の取り組み状況について、大臣の御所見をお

伺いしたいと存じます。

○堀之内国務大臣 有線テレビ放送の高度化に向

けての郵政省の取り組みについてお尋ねでありま

す。

先ほどから局長も答弁申し上げましたが、ケー

ブルテレビは地域情報化を進める上で不可欠なメ

ディアの発展という立場から大きく成長してま

いるものと思ふ次第でございします。このような最

近の技術革新によりまして、多チャンネルの伝送、

双方向機能が一層充実し、放送サービスだけでは

なくて、インターネットや電話等の通信サービス

をあわせて提供することが可能な高度情報通信基

盤としての発展が極めて期待されておるわけでござ

いします。

したがって、このような動向を踏まえまして、

ケーブルテレビの新たな展開の可能性を一層拡大

するため、デジタル化の促進、そして光ファイ

バーのための超低利融資制度を活用いたしまして

これらの充実を図ってまいりたい。さらに、高度なア

プリケーションサービスの充実のための補助金制

度、これはまだ四市町村ぐらいいしかやっております

せんが、これらの充実をさらに深めてまいりたいと思

います。そして、ケーブルテレビ間の相互の接続

等について研究開発を推進してまいりたいと思つ

ております。

○北村(哲)委員 終わります。どうもありがとうございました。

○木村委員長 矢島恒夫君。

○矢島委員 まず、番組審議会の問題でお聞きし

たいと思ひます。

番組審議会の議事録の公表の問題ですけれど

も、現行法では、午前中にも私申し上げましたよ

うに、放送法の五十三条の八と放送法の施行令の

五条によつて決められております。番組審議会の

「議事の概要並びにその答申又は意見に対して採った措置に関する事項」、放送事業者から郵政省に報告されることになっているわけだ。

○そこで伺いますが、郵政省に報告されている番組審議会の議事録概要、それから答申や意見に対してとった措置、こういうものについて、放送事業者が既に自主的に公開しているものはどれくらいあるのか、また、公開されていないもの、非公開とされているものはどれくらいあるのか、わかりましたらお答えいただきたい。

○楠田政府委員 現在、放送番組審議機関の議事概要を自主的に公表している放送事業者は、NHKがございます。NHKは議事概要を従来からその開催ごとに記者クラブ等へ提供しておるということでもあります。それから、民間放送及びケーブルテレビ事業者につきましては、テレビジョン放送事業者、これはラジオ兼営社も含みますが、百二十三社中四十七社でございます。それから、ラジオ放送の事業者、これは単営社に限るものであります。これは五十八社中十三社でございます。それから、ケーブルテレビ事業者は、これは自主放送を行っている社に限っているわけですが、百五十三社中四社が新聞または自社の放送により公表しているというふうに承知しております。

○矢島委員 議事録概要についてはわかりましたが、答申や意見に対してとった措置というもののについてはどういふ状況でしょうか。

○楠田政府委員 ございませぬ。

○矢島委員 午前中も申し上げたのですが、やはり番組審議会というものは、その存在意義というのは、国民・視聴者を代表して放送番組についての意見を述べ、そして放送の中にそういう国民の意見は反映する、これを反映させる、そのために存在する、こう考えるわけですが、その議事内容が、郵政省にはすべての放送事業者から報告されているが、国民・視聴者には少なくない部分が公開されていない、こういう現状があるわけですね。まさに逆立ちしているのじゃないかと思えます。番組審議会の内容は、何よりも国民・視

聴者に報告されなければならない問題である。そういう意味で、今まで郵政省だけに報告されたものがこの法改正によって視聴者に公表される、これは、今度の改正はそういう意味では前進であるかと評価するわけだ。

ところで、この改正案に対して、午前中にもいろいろありましたけれども、東京キー局の番組審議会の委員長からいろいろ意見が出ていて、重複するので避けましますけれども。

そこで、一つ気になるのは、郵政省の多チャンネル時代の視聴者と放送に関する懇談会、いわゆる多チャンネル懇談会、この報告の中にあるわけですが、重要な機能を有しているが、現状においては必ずしも十分な機能を發揮していない。「一層の活性化を図っていくことが必要である。」という文章があるわけですが、実は午前中の酒井参考人が発言されたわけですが、この問題で事前に意見を聞いてくれなかったのは残念だという意見もあった、こういうことだったと思えます。当事者である番組審議会からヒアリングをええしていないという状況の中で、不活発だとか活発だとか機能を發揮してないとか、そういうことが言われているわけですが、この法改正に向けての準備段階、あるいはまたこの多チャンネル懇談で、番組審議会の当事者からヒアリングは行わなかったということですね。

○楠田政府委員 懇談会の方では、NHKの会長、民放連会長から番組審議機関の現状等についての説明を受けました。番組審議会のだれからヒアリングしたということはございませぬが、なお申し上げますと、この懇談会の座長の有馬先生はNHKの中央番組の委員長でございます。それからもう一人、清原桂子先生も番組審議会の委員でございまして、中に二人の番組審議会の委員の方がおられたということは申し添えておきたいと思えます。

○矢島委員 番組審議会の委員長の会合の中でいろいろな発言があったわけですが、同時に、この多チャンネル懇談の報告を読みますと、番組審議会への不信といえますか、もう少し活性化しろとかいろいろ出ておりますが、と読めるわけがあります。活性化を求めるといふのに、当事者の、実際にこういう法改正をしていくのだ、この法改正についてどう考えているかという意見は、そこに一応メンバーが入っていたということも言えても、具体的にそういう方法で意見が聞かれてない。やはり、こういうのが不信を持たれるのじゃないか。郵政省のそういう手法への批判があるのも事実なわけです。

番組審議会は、先ほど申しましたように、広く国民や視聴者の意見を聞いて、そしてそれを放送内容に反映させることというところが重要な役割ですけれども、番組審議会にはどうも、政府や郵政省のやり方というものの対して、番組審議会を通じた統制的な意図があるのじゃないかというような反発が根底にあるということもまた事実なんです。一方、放送局の側にも、番組審議会を飾り物にする、こういう傾向がないわけではないと思ふのです。

そこで大臣にお聞きしたいのですが、放送番組の問題は、やはり言論、放送の自由と直結する問題だと思ふのです。それは民主主義の大原則である国民の知る権利、これを守り保障する、そのためのものではないかと思ふのです。それだけに、行政あるいは国家から手を出すことは、そういうことでは解決しようとしても解決するものではないかと思ふのです。やはり視聴者あるいは国民の意見を放送にどのようにな反映するか、こういう点にかかっておると考えるわけですから、郵政省としてもこのことをしっかりと踏まえていただきたいし、いやしくも言論、表現の自由を侵すようなことがあつてはならないと考へているわけですから、この点についての大臣の御意見を。

○堀之内内務大臣 憲法第二十一条で、結社、表現の自由、通信の秘密ということがうたわれておりますが、そういう立場からしましても、放送の自由は、言論、表現の自由にかかわるもので、大

変重要なものであると認識をいたしております。しかしました、憲法第十二条で、その権利の保持の責任と乱用の禁止ということがうたわれておるわけでありまして、そういう立場から、放送の自由も公共の福祉に反しない範囲内のものであり、今日の放送の社会的影響力の大きさを考えます場合は、放送を公共の福祉に適合するようにするため、最小限のものとして放送法の規律は必要なのであると考へておるところであります。

そこで、放送事業者は、放送法の規律を遵守するとともに、法律以前の問題としてさらに放送倫理の確立に努めることも大変重要だと思つておるところであります。

○矢島委員 十分その点を留意してこれから進められることを要望して、次に進みます。

字幕放送について何点かお聞きしたいと思ひます。

今回改正された内容は、昨年当委員会が請願採択、あるいは障害者の皆さん方が長い間粘り強い運動をされた成果が実つたもの、大きな改善であると私は思ひます。

ただ、免許制度の改善、いわゆる字幕放送というのは、テレビ放送の免許にこれを含めてしまえば、民放テレビの地方局でもわざわざキー局の字幕をつけてあるものを取り外すなどということは必要ない。こういう不合理を私どもが本委員会でも取り上げたのは、たしか四年前ぐらいのことだと思ふのです。この程度の免許制度の改善に随分と時間がかかったな、こういう気持はいたします。先ほど大臣も御答弁になりましたように、字幕放送がアメリカやイギリスに比べて大変大きく立ちおくれてしまつていて、こういう要因の一つがこういう行政のおくれにあるというのを私は指摘しておきたいと思ふのです。ぜひこの法改正を機に、おくれた状況を一気に取り戻すということが極めて重要だと思ひます。

そこで、昨年の四月に視聴覚障害者向け専門放送システムに関する調査研究会、その報告書が出ております。この報告書もこの法改正の大きな

力になったと思うのですが、この報告書に打ち出してある方向から見ると、今回のこの放送法の改正は、不十分というか割引されたというか、そういう部分があると思うのです。

例えば、この報告書の中に、第五章になりますけれども、「視聴覚障害者向け放送の充実方策」という中でこういう文章があるわけです。「原則として、地上放送に係るすべてのテレビジョン放送事業者に対して、字幕放送の開始を義務付ける方向で検討を行うことが適当である。」こういう報告書の内容がございます。

実は、今度の法案でいいますと、先ほど大臣が義務づけるといふかお願いするということで大変あいまいな言い方をしたわけですが、法案そのものを見ますと、できる限り多くしなければならぬ、つまり開始の義務づけはなくなっているわけなのです。

昨年、本委員会でも採択されたところの請願では、「耳の不自由な人達や子供たちに対するテレビの字幕放送を法律で義務づけること。」こういう文言になつていたと思うのです。この報告書においても、また請願の中身においても、字幕放送をテレビ免許に含めることといわばセットになつて義務づけということになつていた。

ところが、今度は努力規定になつた。なぜこういう後退が起きたのか、その間の事情を御説明いたしたい。

○楠田政府委員 確かに先生御指摘のとおり、視聴覚障害者向け専門放送システムに関する調査研究会報告書では、原則として義務づける方向という報告書が出たことは事実でございます。

その中で、法律化する場合にはいろいろと検討したわけでありまして、日本の現状を見てみますと、字幕放送が地上民間放送事業者において百二十四社中十四社しか実施されておられません。いろいろ理由はあろうかと思いますが、普及が進んでいない。それから、放送時間にしましても、関東地区においても全放送時間の三%しか実施されていません。残念ながら非常に少ないわけでありまして、

そういう中で義務づけというふうにした場合、果たしてこれが一気に実現できるかどうか、初年度からできるかなかなか難しい問題でございます。お金のかかる問題でもございます。

ちなみにアメリカの場合、義務づけ規定を設けましたのは、かなり字幕放送が進んで六〇%、七〇%になつてこれを義務づけ、それから機器の義務づけもやつた、こういうふうに向つておりまして、残念ながら、そこまでいかないう段階で義務づけというのには、理想としては非常によかつたのですけれども、実際上はなかなか難しかったということでありまして。

ただ、努力義務でありまして、これによりまして、これを根拠に民間放送事業者が、そしてまたケーブル放送、ケーブルテレビも字幕放送を始める大きな契機になる、また行政がこれをいろいろ指導する場合にも一つのきっかけになるという意味で、今回は努力義務というところでこれを支えにできる限り早くまず第一歩をやつていただいで、それから少しずつ、少しずつというか一気にできればいいのですけれども、ふやしていただきたい、こういうふうにしておるわけでありまして。

○矢島委員 いろいろ事情があるということでお話になつたわけですが、そういう事情、いろいろな事情を百も承知で報告書が出ているのではないかと思います。

いづれにいたしましても、字幕放送の普及という面でも、ぜひ今局長が言われたような、努力目標といつてもこれは一つの義務づけに近いものであるという観点で推し進めていただきたい、今後とも引き続き進めていただきたいと思います。

次に、先ほどの報告書でガイドラインの問題が出てきているわけですね。この問題について、こんなふうにかかれてあるわけですね。

「字幕放送・解説放送の放送時間の拡充方策」という中で、「ア」として、「放送時間に係るガイドラインの設定」という項目があります。「放送の事業者への負担にも配慮しつつ、これらの放送の放送時間数について最低基準を定めること」を含め、その計画的な拡充を図るためのガイドラインの設定について検討することが必要である。」という文章になつていいると思ひます。

放送事業者の負担については、今年度の予算で約一億三千万円の補助金がついた。十分な額ではないけれども、これまでの基金の運用益というものを助成に充てていたのと比べれば、大きな前進であると思ひます。

そういう意味で、私は、このガイドラインの問題として、イギリスでは、たしか来年でしたか、一九九八年までに、民放もBBCも全番組の五〇%以上に字幕をつけるという目標値を設定してゐると思ひます。多分一九九〇年の放送法だつたと思ひます。

我が国の現状については、大臣が先ほど述べられたように、NHKで、総合や教育や衛星二波、テレビ放送全体に対しては三%弱ですが、総合だけ取り上げれば約一割を超えている、しかし民放東京キー局は一・一%という状況。これを拡充していくためには、やはり計画的に進めなくてはならないものではないかという感じがします。計画を持つというところは、やはりやる気を示す第一歩でありまして、計画を持ってないということでは普及はままならないのではないかと。

郵政省、局長、お伺いしますが、このガイドラインの設定ということをごのうに考えているのかと、このまま、無計画、無目標のままですといふのかどうか、その辺についての考えを。

○楠田政府委員 字幕放送あるいは解説放送の拡充を図るために放送時間の目標のようなものを定めて計画的に拡充を図っていくことは、やはり有効な方策の一つと考えております。

しかしながら、拡充目標を定めるにしても、NHKや在京キー局のように既に字幕放送を実施している局と、地方ローカル局のようにこれから始める局、また、衛星放送やケーブルテレビなどのようにこれからどうするかという局など、いろいろ

な段階のものがございます。それぞれのメディアや放送事業者の事情にもやはり配慮する必要があろうかと思ひます。

今後、これらの放送事業者の意見も聞きつつ、具体的な目標のあり方やその設定方法等についても研究してまいりたいというふうに思つております。

○矢島委員 目標を設定するのは放送事業者みずからがやるのが当たり前のことだとは思ひますけれども、今局長述べられたように、条件の違ういろいろな事業者がいるわけですが、ぜひそれぞれそれに合った方向で、拡充を進めるといふ方向での取り組みをしていただきたい。同時に、このガイドラインを設定するということについても引き続き研究をしていただきたい、このことを要望しておきたいと思ひます。

次に、この字幕を制作するに当たつて、どうして字幕放送が普及しないかということの幾つかの内容、午前中に私、民放連にお聞きしたのですが、一つは、制作費の問題であります。同時に、字幕の制作能力といふことも、こういう問題もあると聞いているわけですね。字幕制作に非常に時間がかかるということですね。番組が完成してから中四日かかる、大体こんなふうになつておりました。これだと、実際の番組完成時から放送まで時間がかかり過ぎますから、特に情報系の番組などということになつてしまふ。

この問題では、いろいろ、日本語を文字に変換する技術とか、あるいは音声入力ができるようにしたとかどうか、技術開発というものが一つの課題とされていいると思ひます。

もちろんこういう技術も大切だと思ひますが、今の技術で字幕制作の時間をもっと短縮できるのではないかと、私、現場を見ながら思つたのですが、どうでしょう、郵政省、どんなふうにかえておりますか。

○楠田政府委員 日本語の場合、アルファベットに比べて、字幕を制作するのに非常に時間と

人手がかります。先生御指摘のように、一時間番組で通常四日間程度かかる、お金も大体四十三万円かかるというところで、アメリカとかカナダに比べますと非常に費用と時間がかかっているわけ、これが一つの隘路でございます。

それで、先ほど御指摘ありましたように、一つは、これを機械で、コンピュータで何とかできないか。これは、大臣の方からも御説明いたしましたように、五カ年計画で予算をとりまして、できれば機械で速く作成するというのを早く完成させたいと思います。

それからもう一つは、やはりこれを人力する人材でありまして、アルファベットのようにはいかなければ、機械で速く作成するわけにはいかならない。人材の養成というのは確かに必要でございます。現在、字幕制作共同機構等がございますから、こういうところで、OJTといいますが、職場訓練ということで養成されておりますが、これはぜひ自主的に進めていただきたいというふうに思っております。

ただ、それだけでなく、こういう人材をどのように養成していくかということは、今後字幕放送がふえる中で一つの大きな課題だというふうに思います。

○矢島委員 字幕制作共同機構に私先日お邪魔しまして、現場を見ていただいたのです。確かに、中国日かかるといっては、紙と鉛筆の世界なのです。放送番組がでかると、この字幕制作機構にビデオが持ち込まれてくるわけです。これを、字幕をつくる人たちが自宅に持ち帰るわけです。それで、いわゆるテープを起すというのをやっていて、せりふを要約し、画面に当てていく、こういうことを実際に原稿用紙と鉛筆でやっているわけなのです。この原稿をまた字幕制作機構に持って帰ってきて、今度はパソコン入力するわけです。それで、画面に入れていく。これだとやはり四日ぐらいかかるのかなと思いました。

しかし、この機構の方々の説明を聞いたら、私たちはこれに安住しているわけではない、紙と鉛

筆だけではなくて、画面と台本を見ながら直接パソコンに入力していく方法というので時間短縮に取り組んでいるのだというので、その場面も見せていただきました。まだ練習の部分もあるのですが、実際にすべてがそつちへ行くというわけではないけれども、確かに大分スピードアップされるというのを見てまいりました。説明によりまして、中二日とか、場合によっては一日だつてできますよという話も聞いてきました。法改正と補助金の創設が今度行われれば、さらにこの字幕制作というのが増大するだろうというので、新しい機械を導入しようとか、フロアも手狭でしたが、これを三倍以上に広げるといふ計画もあります。こういうことで、先ほど人材養成の問題がありましたけれども、やはり一定の技術というものが必ずから、熱練というのが必要になるのだということです。

私、もう一つ、この文字番組でいろいろやっていらつしやる、もじもじランドというボランティアグループの方々、兵庫や大阪の方でつくつていらつしやる。学校で使う映像の教材や学校行事のビデオなどに字幕を入れているのです。伊丹市から助成を受けております。字幕を入れる装置などは、大体そういう市の補助で備えてあります。

お母さんたちがそれぞれ自宅にパソコンを持っていて、電子メールでやりとりをしながら作業をしてくる。私も実際にでき上がったソフトを見たので、すけれども、まるつきり素人だったわけですね、お母さん方。だけれども、画面と字幕のずれなんというのとはほとんどない、全くテレビの字幕放送と遜色ないでさばえだというように私は見ました。ですから、今の技術でも字幕制作の時間を短縮するという、いろいろ改善できる点もあるだろうし、新しい技術が開発されるという点もあるだろう。

この調査研究会の報告の中でも、例えばこんなふうなのがあります。放送局と字幕制作機関の間をネットワークで結んだらどうかというのが提言の中にあります。現状ではVTRを人が運んでいる状況なのです。マンパワーの育成とかネットワークを初めとして字幕制作現場への郵政省としての支援や援助をぜひ進めていただきたい。先ほど、人材育成事業の具体化の問題、融資や出資ということがありましたが、現段階ではどの程度具体化になっているのですか、この人材育成事業というのについては。

○福田政府委員 現段階で字幕関係の研修という形での実現されたものはまだございません。ただ、スキームといたしまして、電気通信基盤充実臨時措置法に基づきまして「人材研修事業を行う者」といふのがありまして、北海道テレコムセンターとか幾つかのセンターがございますが、字幕の関係はまだやっておりませんが、こういうようなものを使つてやるのが将来できるだろうということとあります。

○矢島委員 ぜひそういう方向でも取り組んでいただきたいと思ひます。さて、最後に大臣、今ずっと字幕放送問題でやりとりをしてまいりました。先日NHKの予算審議をしたときに、川口会長も、字幕放送は諸外国に比べて相当低率であることと率直に認めながら、法改正を受けて新たな覚悟で臨んでいく、諸外国が進んでいるところの地位まで早く到達するように努力する、こういう答弁がございました。郵政省としても一日も早くそういう水準に到達するようぜひ取り組んでいただきたいわけですが、そのための障害を取り除くということもこれまた重要だと思ひます。

いわゆる字幕放送に係る制作費の問題は午前中の参考人のところで触れたわけですが、時間がありませんので、その程度にしておきます。

例えば、アメリカの字幕放送を見ますと、大体スポンサーがついているのが多いわけですね。そういうスポンサーは非常に企業のイメージアップにもつながってくるわけなので、広告業界にそういうスポンサーになれという働きかけをひとつ積極的に進めてもいいのではないかと思います。

ども、そういうやり方なども含めて、字幕放送の拡充、普及、これに取り組んでいく大臣の決意を最後に聞きたいと思ひます。

○堀之内閣務大臣 日ごろから矢島先生には字幕放送についていろいろと御指導、御鞭撻をいただいております。ありがとうございます。この字幕放送が、我が日本は、アメリカ、イギリスに比較いたしますと大変立ちおくれいたしておるわけでありまして。この点は、技術革新が非常に進み我が日本としても、当然アメリカ、イギリスがこのような進み方をしておればもう少し努力すべきであつた、こういうふうに思っております。

現在、郵政省は、そうした意味で、今回放送法の一部改正をお願いしながらこの字幕放送の充実に努力していきたい、こう思ひ、または放送業者にも努力義務をお願いするところでありまして。また、免許の問題についても、簡素化を進めていくところとあります。

こうして、業者にお願ひすると同時に、我が郵政省といたしまして、八年度から五カ年計画で字幕番組の効率的な制作技術の研究開発ということで、今年度の予算に億九千二百万をお認めいただいたところであります。また、全体としては非常にささやかな補助政策になりますが、字幕番組の制作に対する助成費として億二千六百万を計上し、御承認をいただいたところであります。これから鋭意こうした予算の充実に努力してまいります。

民放における字幕放送の全国的普及を早急に進めるとともに、字幕番組ができるだけ多く放送されますように、これから研究機関をまた放送業者一体となって、早急にアメリカあるいはイギリスに追いつける体制を確立していきたいと思っております。

○矢島委員 終わります。

○木村委員 小坂憲次君。

○小坂委員 太陽党の小坂憲次でございます。今日の審議、大変に順調に進んでまいりまして、私の用意してきた質問は、それぞれの委員がほと

んどお答えをいただいているようにも思いますが、また若干別の角度から質問もさせていたきたいと思っております。

まず第一は大臣にお伺いしたいと思うのですが、最近の放送番組を見ておると、日本のよき伝統、節度といえますかモラル、あるいは文化、そういったものがだんだん失われていく、そういうような番組をよく見るような気がします。報道の自由、表現の自由は、もちろんこれを尊重するものでございます。しかし、これらのよき伝統を継承してこの日本の文化を発展させるには、やはりそこには何らかの基準というものを持つべきだと思ひますし、表現の自由、報道の自由を大切に

する余り我々のよき伝統を失つてしまつては何にもならない。そこに、国の関与というものが余りあり過ぎてもちろんいかぬわけでございます。しかし、その国の伝統を守るのもやはり政府の責任であらう、こう思つております。

そんな意味から、今の番組の質の向上を図るために大臣としてどのようなことを考えていらっしゃるかと、まずお伺いできますか。

〇堀之内内閣大臣 非常に放送の当然のこととしての御指摘をいただきましたが、放送の自由は確保する、これは当然憲法で保障された第二十一条の問題で、言論、表現の自由は、まず根本にあると存じます。しかし、さらにまた、憲法第十二条の権利保持の責任とその乱用の禁止という立場で、公共の福祉に適合するために最小限の放送法の規律が必要である、こういうふうに考えております。

そういう意味で、私どもは、やはり放送の果たす役割と責任というのは極めて大きいと思ひます。今後、放送によりましての我が国の文化、伝統、そして倫理観の形成等、これに果たす役割は非常に大きいと思つておるわけであります。

今後放送法に示された最低限のものを守りながら、そしてまた放送倫理に従つて適正な放送が確立されることを望んでおるところであります。

〇小坂委員 最近我々政治家は、どうもテレビを

見る時間がなくて、むしろ有権者の間を回つてテレビに対する評判を聞いたり、あるいは日曜日の討論にしても逆に我々の方が外へ出ていて有権者の皆さんから、きょうはこういう政治家がこういう話をしていただよと教えられるような場が多いのですが、大臣は一日どのくらいテレビをこらんになりますか。

〇堀之内内閣大臣 ただいま小坂先生が指摘のように、昼間はほとんど見ないわけでありますから、朝四十分、あるいは夜は大体一、二時間ぐらい見るかもしれませんが、これもやはり飲んで帰ればだめでありますし、そういう意味では、一日の視聴時間というのは極めて短い、恐らく一般の国民から教えられることが多いと思ひます。

〇小坂委員 私は、先ほど申し上げたように、最近、どうもよき伝統文化が失われ、またモラルも大分低下したような番組が多いな、こういう印象を持つていますが、大臣の印象はいかがですか。

〇堀之内内閣大臣 一概にどうと言えませんが、私は、テレビで教えられることが非常にいい、最近放送の内容も充実したなというように評価をするところであります。

〇小坂委員 結構な回答でございます。国民共有の財産であります電波を有効利用して公平に配分をしていく、これが電波法の目的でもあり、また放送法の趣旨でもあり、郵政省が日ごろから心がけていただいているところであります。その電波の有効利用、公平な配分というものは、やはりそれなりの評価基準というものが必要になつてまいりますね。

私は、自由化をされる中でも、オークション制度の議論とかいろいろのを経て考えるに、高く落札をするところに使わなければならないか、そうもいかな、そうやっていろいろ考えていくと、やはり放送の場合をとつて言うならば、視聴率というのがありますが、どうも最近の番組の構成とか、そういうものをいろいろと関係者から風聞するに、今、視聴率至上主義なんじゃないかなと思われ節があるのです。視聴率に余りに

偏重して、視聴率の高いところは有効利用しているのだという評価をする、これは間違ひかな。しかし、それも調査機関というものはあるはずでありまして、昔、ビデオ・リサーチ、ニールセンという会社がありまして、私も宣伝の方を担当しておりましたので、いろいろその数字を参考にすることがあります。今はどうなつていいますか、ちよつと局長、教えてください。

〇補田政府委員 先生御指摘のように、確かに電波は有限でありますので効率的に使つていただきたいのですが、これは、やはり効率的に使うものと視聴率は直接関係ないと思ひます。例えば教育的な番組であっても視聴率は低いかもしれないというところで、視聴率は参考にならないと思ひます。ただ、お尋ねの視聴率というのはどうなつて

いるのだからということでありまして、視聴率には世帯視聴率と個人視聴率とがあるのがございまして。世帯視聴率というのは、テレビ所有世帯のうち、テレビを視聴している世帯の割合を示す、個人視聴率というのは、個人の単位でどれだけの人々がテレビを見ていたかということと性別、年齢別に区分されたグループの中で調べ、こういうことであります。また、細かくなりますが、調査方法としては、機械式調査とかあるいは日記式調査とかいうような形でやっておるわけであり

ます。

なお、調査を行っているのは民間の会社でございます。大きく二つございまして、世帯視聴率を中心であつたと思ひますが、ビデオ・リサーチ社というのが昭和三十七年からやつておりました、これは、大体日本は、電通、民放はこのビデオ・リサーチ社でやつていたというように承知しております。それから、米國資本でニールセン・ジャパンというのがありますが、このニールセンの方は、両方ありますけれども、個人視聴率を中心にして、この二つが大きな視聴率調査の会社だといふに承知しておるわけでございます。

〇小坂委員 昔から視聴率を猫の視聴率などとや

ゆしたこともありまして、テレビの前に座つているのは実際は猫であつて視聴者ではない、しかし数字はちゃんと出てくる、その数字の上がり下がり、非常に〇・何%を勝負しながらテレビのディレクターやプロデューサーたちはしのぎを削つておる。

今局長おっしゃつていただきましたけれども、その視聴率の高さ低さで番組の質は論じられない、そのとおりであります。私もむしろそれを申し上げたいわけでありまして。教育番組等は、視聴率が低くてもこういう大切な番組であります。しかし、一方、テレビの世界ではそれが非常に重視をされておりました、偏重をされておると言つた方がいゝくらいに重視をされておるとして、ほか

に基準がないからこれに頼つてしまふというのが現状なんです。

やはり、これは、ビデオ・リサーチ、ニールセンという会社は、大変それぞれに伝統もあり優秀な会社だと思ひますが、サンプル数はいずれも五百とか六百とか、そういうた数でありますし、関東全域で五百ということを考えれば、大体、統計指標というのはそういうものだといへばそれまでなんです。しかし、それは、全体的な流れを見れば、どの局がよく見られている程度のものならばいいかもしれませんが、何時何分に最高視聴率を記録したとか、それはどこに細かくなつてくると、その五百台で何十万世帯、いや何百万世帯をはかるには、余りに指数としては問題があるのではないかと、これは業界でもずっと議論をされてい

思ふのです。

やはりこれは、ある程度電波を監視する側の方でもそういうものの育成をしていかなきゃいかぬのじゃないか。この二社がずっと今までやつてきていますが、これにかわるものを育成して別の角度から新たな指標を設けるようなこと、すなわち、番組の視聴の度合いあるいは人気度といひますか、そういう嗜好度という意味のものを、何か第三者機関的に中立な公平な立場でそういうものを育成していくことが必要だと思ふのですが、

郵政省、何かこの点についてのお考えありますか。
○楠田政府委員 視聴率の問題についてはいろいろ話があるわけで、先ほどニールセンとビデオ・リサーチ、ちよつと申し上げましたが、両方とも世帯、個人ともやっておるといふことでございますので、ちよつと訂正させていただきます。

それと、サンプル数が少ないのでいろいろ問題があるとか、精度を上げる必要があるとかいふような議論もございますが、先生御指摘のように、これは、精度とかそういうふうな問題ではなくて、要は視聴率をどう使うかという問題であらうかと思ひます。視聴率については、とり方によるといろいろ問題があるとか、いろいろな批判もありますし、幾ら精度を上げたからといってどうなるという問題もあらうかと思ひます。

それでは、そういうことで国の方とか行政の方で何らかの公平などいいますか、第三者的な視聴率の把握をしたらどうかということでありまして、視聴率をいうことになりまして、これはどうしても放送の番組そのものをはかる問題につながるわけであります。こういうふうな視聴率の問題を、国とかそういうことがやるのがいいのかどうかという点についてはいかがかと思ひますし、世界各国でも、国が視聴率について何らかの形で関与しているというところは、私の方では承知しております。

○小坂委員 何というか、頭がかたいと言いたいくらいですが、私は決して国がやれとは一言も言っていない。そういう機関を第三者機関として育成するようないかならないでしようか、そういうものを育成していかないと、これに偏重をされているのではないでしようかと。これにのみでありまして、精度が云々という話もありましたけれども、この精度が上がればそれにしたことではないのです。各テレビ局だってそれは喜びますし、視聴者も、あんなほど、自分の嗜好と一致している、そういうことでそれに対する信頼も高まってくるのでしようし、そうすればスポンサーも喜ぶでしょう、スポンサーも客観基準を得るこ

とができるわけですから。今は、スポンサーもあるいは広告代理店も、放送局も、それぞれに客観基準が持たないままこれに頼るのみということできていると思ふのです。その精度が上がる方法があるならば上げてほしいというのがむしろ業界の要望だと思ひます。

そういう点で、やはり電波その他の有効利用という観点も踏まえながら、何らか客観基準をつくれるものかなという質問をしたのでございませう。考えはないということと結論なんだろうと思ひますが、また後日に譲りたいと思つております。さて、本日も同じような質問がもう出ましたけれども、字幕放送を推進するについては技術的な開発によつてそれをもう少し推進するようないことができないのかという話を私もしようと思つておりました。矢島委員が質問しましたと同じように、音声入力とか、あるいはいろいろな方法があると思ひます。

大体においてドラマのようなものはシナリオがあるわけですから、シナリオのせりふをそのまま打ち込んでしまえばいいわけで、せりふを、一回しゃべつたものを、全部本書で録画したものをまたビデオから書き起こして、そしてそれをまた字幕をそのシーンに当てはめていくという全く逆の作業をするのは効率が悪いに決まっているわけですね。やはりこれは、テレビ局がやらなければいけません。あるいはそれに踏み込んでいくわけですね。義務化されればやらなければいけないのですから。

そうすれば、義務化されたのなら、ではそれに対応して何とか効率よくやろう、となればせりふの段階からやる方法を考えよう、こうなりますが、そうでなければ、やはりそれぞれの仕事は、もちろちはち屋それぞれに分担せやろうということ、一氣に進むことも難しくなつてしまふ。ですから、この辺は、努力目標でいくのがいいか、義務化してしまつた方がいかに非常に微妙なところですが、今回はその中間である、こういうお答えでもあらうと思ひますから、できるだけ義務化というような意識を局の方には持つてもらつて、そして局内で有効な手段はできるだけ活用して、多くの番組に字幕が出るような、あるいは解説番組には解説が入るような、そういうことを努力をしてもらうように指導をしていただきたいと思ひます。

苦情処理について、私も参考人に質問をさせていただきました。放送による権利侵害に対する苦情を取り扱う苦情処理機関について、いろいろ議論はあつたわけですが、今般NHKと民放連で共同いたしまして自主的に設置することになったというふうな聞いております。もう四月からスタートするといふふうにも聞いておりますが、この苦情処理機関について、郵政省としてはどのように評価をされておりますか。

○楠田政府委員 今般、NHKと民放連が、放送による権利侵害等についての苦情を扱う第三者的な機関、これを共同で自主的に設置するというところに決めて作業を進めておられます。このようない動きは、苦情、重大な苦情が幾つかあるわけでありまして、これを解決するための第一歩である、こういうふうな考えております。

○小坂委員 今おっしゃつた、有効に機能、信頼をさせるためには、では基本的にはどういふことが必要ですか。どういふことを見守られますか。○楠田政府委員 この機関が有効に機能するといふことは、視聴者から見てこの機関が非常にいい判断を示してくれたいといふことでなければならぬ。そういうふうな評判といひますか、実例の積み重ねによつて信頼が増して、また機能も発揮されると思ひます。

そういう意味で、重大な権利侵害以外にもいろいろ問題があるわけで、それを、この中の委員の方々が、そういう意識を持つて処理されて、勸告なり見解を出される。そしてそれを放送事業者

がどのように守つていくか、実現していくか、こういうふうな結果が出ないといふ形骸化するといふふうに思ひますので、そういうふうな動きが非常に重要であらうといふふうに思つております。

○小坂委員 そうしますと、今のはNHKと民放連でございますけれども、多チャンネル化時代、CS放送あるいはケーブルテレビ、こういった非常に多くの局が出てまいります。これについての苦情はどのように処理されるべきでしようか。○楠田政府委員 本来であれば、今回の苦情処理機関にCS放送であるとかケーブルテレビも入つた方がいいのではないかと私は思ひます。

ただ、これは出発に当たりまして費用もかかることでありまして、現実にはいろいろ問題を起こしておるのは地上放送でございます。大きな放送局が大きな影響を与えておるわけであります。そういう意味で、とりあえずそういう主などからこういう機関をつくらせて実現していただく。近い将来、CS放送あるいはケーブルテレビもここに、言い過ぎかもしれませんがジョインするようになつていけるとか、あるいはみずから自分たちでもそういう機関をつくるか、いろいろな選択肢があると思ひますが、何らかの形でそういうふうなものが実現されることが望ましいのではないかとこのように思ひます。

○小坂委員 視聴者の側から見ると、自分が今見ている放送が、いわゆる民放連加盟の放送局なのか、CS放送局なのかというのはいくらもわからぬのは、そういう苦情処理機関ができれば、そこへ言えば何でも解決してくれらるだろう、と、いふ考えは取り合つてくれるだろう、こう思ふわけですが、そこへ言ううと、その局は民放連に加盟してございせんからだめです、こう言われてしまふわけですね。ぜひとも今おっしゃつたような方向へ持っていくように、業界の皆さんとお話をしていただいで、業界の主導においてそういうことがなされるように御配慮をいただきたいと思つております。

今のCS放送、ケーブルテレビジョンというのは、今まで余り苦情が出てこないのは、一つは大規模な取材をしないからであるのだと思うので、すね、大概が映画とか既存の番組の二次利用とか、そういうものが多い局でありますから、そういった苦情が直接それらのCSあるいはケーブルテレビに出てくることは少ないかもしれません。しかし、これからだんだんそういう番組がふえてくればそういうことも起こってきますから、今申し上げたような方向でぜひとも御検討、御指導をいただきたい、このように思っております。

さて、二回ほど前の委員会でしたか、放送法の話をしたときに、やはり放送法、表現の自由はあり得るけれども、法律の条文の表現はもう少しわかりやすくしようという話を話したこともあり、また、ぜひとも放送法の改正までには間に合わせたいと思いましたが、時既に遅しで、今回もテレビジョン放送とはという定義については変更は加えられませんでした。

前にも申し上げたので、もう一度申し上げておきますが、テレビジョン放送とは、こうお聞きしましたときのお返事ですけれども、テレビジョン放送とは、放送法第二条の五で規定しておりますが、「静止し、又は移動する事物の瞬間の映像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送をいう」と。超短波放送とか短波放送とか、周波数が幾つから幾つまでの放送をいうとかというのとは非常にわかりやすい。ただ、テレビジョン放送といったら大体みんなもうその概念ができていますので、それをわざわざ解説する必要はないのではないかなど。近代的な放送という分野において余りに旧態依然としたものを取り扱うのはいかがかな、こう思っております。

○楠田政府委員 確かに先生御指摘のように、私も趣旨説明を讀んでおりまして、何とわからない言葉だらけというふうには思っている事実でございます。

ただ今回は、字幕放送を何とか今の免許のままではやろうというのを解決できないかということで

いろいろ探ったわけでありまして、そうしますと、技術的にこのようにするのが一番近道である、これ以外をやりましますとなかなか法律の改正ができないという結果でございます。その辺のところは、目的がまず第一ということでございますので、法律の形、いろいろあるかと思っておりますけれども、御容赦願いたいと思っております。

○小坂委員 確かに、今回の法改正は、この委員会でも議論されたことあるは請願、決議等を具現化する意味で迅速にやっていたいただきたいということで、条文を早くつくっていただきたかったです。すから、今回はいいかもしれません。しかし、ここにおいでの方皆さん全員がおかしいと思っております。

ですから、その字句修正について、余り議論が出るとも思いませんので、将来考えていただいてもう少しわかりやすい、近代的な法律に変えていただきたい、放送法というものを覚えていただきたいたいと思っております。放送法に限らず、最近出てくる法律に若干のようなものが見られますので、一般の人にわかりやすい法律、守ってもらいやすい法律をぜひとも心がけていただきたいたいと思っております。

二十分までという当初の予定でございます。重複の質問も無用と思っておりますので、以上で私の質問を終わりたいと存じます。

○木村委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○木村委員長 これより討論に入るのであります。が、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○賛成者起立

○賛成者起立

○木村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○報告書は附録に掲載

○木村委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後四時二十一分散会

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案
放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律

(放送法の一部改正)
第一条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二号の四中「音響」の下に「又はこれに伴う文字、図形その他の映像若しくは信号」を加え、同条第二号の五中「音響」の下に「文字、図形その他の映像又は信号」を加え、同条第二号の六中「送る放送」の下に「であつて、超短波放送又はテレビジョン放送に該当しないもの」を加える。

第三条の二に次の一項を加える。

4 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間の映像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響又は図形を見ることのできる放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

第三号の二の二を削る。

第三号の四第五項中「審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは」を削り、「その概要」を「次の各号に掲げる事項」に改め、同項に次の二号を加える。

一 審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要

二 第四項の規定により請じた措置の内容

第三号の四第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 放送事業者は、郵政省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。

一 前項の規定により請じた措置の内容

二 第四号第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況

三 放送番組に關して申出のあつた苦情その他の意見の概要

第九号第一項第一号二(1)中「送る放送」を「送る多重放送」に改め、同号二(2)を削り、同号二(3)中「テレビジョン文字多重放送」の下に「(テレビジョン放送の電波に重畳して、文字、図形又は信号を送る多重放送をいう)」を加え、同号二(3)を同号二(2)とする。

第九号の六中「第三号の二の二中」を「う」とあるのは「を委託して行わせる」とを削る。

第五十号の二第二項中「第三号の二の二」を削り、同条第二項中「第三号の二第一項及び第三項」を「第三号の二第一項、第三項及び第四項」に、「同項」を「同条第三項」に改め、同条第三項中「第三号の二第一項及び第三項」を「第三号の二第一項、第三項及び第四項」に、「同条第一項及び第三項」を「同条第一項、第三項及び第四項」に、「同項」を「同条第三項」に改める。

第五十二号の四第一項中「以外の放送」の下に「(人工衛星の無線局により行われる放送を

除く。』を加え、『その他の提供条件について契約約款』を削り、『当該契約約款』を『当該料金』に改め、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項中『又は』を『若しくは』第三項の規定により届け出た料金及び第四項の認可を受けた契約約款又は』に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 有料放送事業者は、その有料放送が多重放送以外の放送であり、かつ、人工衛星の無線局により行われる放送であるときは、国内受信者に提供する当該有料放送の役務の料金を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならない。当該料金を変更しようとするときは、同様とする。

4 有料放送事業者は、その有料放送が多重放送以外の放送であるときは、国内受信者に提供する当該有料放送の役務の提供条件（料金を除く。）について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならない。当該契約約款を変更しようとするときは、同様とする。

5 郵政大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 有料放送事業者及びその国内受信者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているものであること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

6 第四項の規定により契約約款で定めるべき提供条件について、郵政大臣が標準契約約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、有料放送事業者が、標準契約約款と同一の契約約款を定めようとして又は現に定めている契約約款を標準契約約款と同一のものに変更しようとして、あらかじめその旨を郵政大臣に届け出たときは、その契約約款については、同項の認可を受けたものとみなす。

第五十二条の七第一項中「受けた」の下に「有料放送の役務の料金又は同条第四項の認可を受けた」を加え、「料金その他の」を削り、「当該」の下に「料金又は」を加え、同条第二項中「届け出た」の下に「有料放送の役務の料金又は同条第七項の規定により届け出た」を加え、「料金その他の」を削り、「当該」の下に「料金又は」を加える。

第五十三條の二十八第一項中「第三條の二の二中「を行う」とあるのは「を委託して行わせる」とを削り、「以外の放送」を「同項及び同条第三項中「である」とあるのは「を委託して行わせるものである」とと、同項及び同条第四項中「以外の放送」に、「同条第三項」を「同条第七項」に、「当該」を「において当該」に改める。

第五十三條の十第一項第二号中「第五十二條の四第一項」の下に「（有料放送の役務の料金の認可、同条第四項）を、「第五十二條の七（有料放送の役務の」の下に「料金又は」を加え、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第五十二條の四第六項に規定する標準契約約款を制定し、変更し、又は廃止しようとするとき。

第五十三條の十第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

第五十三條の十一中「前条第一項第四号及び第五号」を「前条第一項第五号及び第六号」に改める。

第五十四條第一項中「賄ろ」を「賄賂」に改め、同条第二項及び第三項中「賄ろ」を「賄賂」に改め、同条第四項中「わいろ」を「賄賂」に、「百万円」を「二百五十万円」に改め、同条第五項中「賄ろ」を「賄賂」に改める、同条第五十五條中「五十万円」を「百万円」に改める。

第五十六條第一項中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第五十六條の二中「二十万円」を「五十万円」に、「又は同条第三項」を「若しくは同条第三項の規定により届け出た料金及び同条第四項の規定による認可を受けた契約約款又は同条第七項」に改める。

第五十六條の三中「第五十二條の四第五項」を「第五十二條の四第九項」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第五十八條から第五十九條までの規定中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則中第十八項から第二十一項までを削り、附則に次の一項を加える。

（人工衛星の無線局により行われる放送についての特例）

18 当分の間、第五十二條の四第一項及び第三項中「人工衛星の無線局」とあるのは、「人工衛星の無線局（協会の放送局が開設されている人工衛星又はこれと同一の軌道若しくは位置にある人工衛星に開設するものであり、かつ、その無線設備の適合する技術基準（電波法第三章に定める技術基準をいう。以下この項において同じ。）が当該協会の放送局の無線設備が適合している技術基準と同一であるものを除く。）」とする。

（有線テレビジョン放送法の一部改正）

第二条 有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「送る放送」の下に「であつて、テレビジョン放送に該当しないもの」を加える。

第十七條を次のように改める。

（放送法の準用）

第十七條 放送法第三條、第三條の二第一項及び第四項、第三條の三から第四條まで、第五十一條並びに第五十二條の規定は、有線テレビジョン放送（放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、その

すべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信する有線テレビジョン放送を除く。）について準用する。この場合において、同法第三條の五中「経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他郵政省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的（郵政省令で定めるものに限る。）のための放送」とあるのは「経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他郵政省令で定める事項のみを放送事項とする有線テレビジョン放送」と、同法第五十一條第一項中「委員七人（専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあつては、郵政省令で定める七人未満の員数）」とあるのは「委員七人」と、同条第三項中「一の放送局の放送区域（電波法第十四條第三項第三号の放送区域をいう。以下同じ。）」又は委託して放送をさせる区域（以下この項において「放送区域等」という。）」とあり、及び「一の放送区域等」とあるのは「一の業務区域」と読み替えるものとする。

第二十五條第二項中「第十七條第二項」を「若しくは第十七條」に改め、「第三條の三」の下に「第三條の四（第二項を除く。）」を加え、「第十七條第三項又は同条第四項において準用する同法第三條の四第三項若しくは第四項」を削る。

第三十三條及び第三十四條中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第三十五條第一項中「二十万円」を「五十万円」に、「第十七條第二項」を「第十七條」に改める。

第三十六條中「十万円」を「三十万円」に改める。

第三十八條中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(放送法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の放送法(以下「旧法」という。)第五十二条の四第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて第一条の規定による改正後の放送法(以下「新法」という。)第五十二条の四第一項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により認可を受けた料金とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第五十二条の四第一項の規定により認可を受けている契約約款に定める料金であつて新法第五十二条の四第三項の規定が適用される料金に該当するものは、同項の規定により届け出た料金とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第五十二条の四第一項の規定により認可を受けている契約約款(料金に係る部分を除く。)は、新法第五十二条の四第四項の規定により認可を受けた契約約款とみなす。

5 この法律の施行の際現にされている旧法第五十二条の四第一項の規定による契約約款の認可の申請は、新法第五十二条の四第一項の規定が適用される料金に係るものにあつては同項の規定によりした認可の申請と、同条第三項の規定が適用される料金に係るものにあつては同項の規定によりした届出と、同条第四項の契約約款に係るものにあつては同項の規定によりした認可の申請とみなす。

6 この法律の施行の際現に電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定により旧法第二条第二号の四の超短波放送又は同条第二号の五のテレビジョン放送(以下「超短波放送等」という。)をする無線局の免許を受けている者と当該超短波放送等の電波に重畳して行う同条第二号の六の多重放送をする無線局の免許を受けている者が同一であるときは、当該多重放送をする無線局の無線設備は、当該超短波放送等をする無線局の無線設備でもあるものとみなし、当該超短波放送等をする無線局に対する電波法第二十一条、第五十三条又は第五十四条の規定の適用については、当該多重放送をする無線局の免許状に記載された電波の型式、周波数又は空中線電力は、当該超短波放送等をする無線局の免許状に記載された電波の型式、周波数又は空中線電力でもあるものとみなす。

7 この法律の施行の際現に電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定により日本放送協会が受けている旧法第三条の二の二のテレビジョン音声多重放送をする無線局の免許は、この法律の施行の日に、その効力を失う。

(罰則に関する経過措置)

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律の一部改正)

9 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「映像を視覚障害者に対して説明するために放送される放送番組であつて、当該テレビジョン放送の電波に重畳して行われるテレビジョン音声多重放送(同法第三条の二の二に規定するテレビジョン音声多重放送をいう。)(の放送番組であるものを「静止し、又は移動する事物の瞬間的映像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことが出来る放送番組」に改め、同条第三項中「文字又は図形により聴覚障害者に対して説明するために放送される放送番組であつて、当該テレビジョン放送の電波に重畳して行われるテレビジョン文字多重放送(放送法第三条の二の二に規定するテレビジョン文字多重放送をいう。)(の放送番組であるものを「聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることがで

きる放送番組」に改める。

理由

視覚障害者の利便の増進を図るためテレビジョン放送事業者等は字幕番組等をできる限り多く放送するようになければならないこととするとともに、放送番組審議機関の活性化に資するため放送事業者が行う報告及び公表に関する規定を整備するほか、衛星放送技術の進展に伴う有料放送の役割の料金等に関する制度の合理化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成九年四月二十五日印刷

平成九年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局